

謝告

本誌第三卷第九號は編輯主任病魔に冒され加之特別寄書家中旅行の向不尠爲めに出版期日の遷延を來たせり就て別項廣告の如く記事分離等改良の準備も有之本月一回の發行は止め次號ハ其改良する所の冊子を以て相見ゆべし讀者諸君此意を了せられたし

警察監獄學會

廣告

監獄費國庫支辨に關し内務省警保局長小松原英太郎君か抱持せらるゝ談話筆記は本會に於て公刊するの榮を荷ひ客月三十日先づ五千部を印刷し知事、書記官、警部長、典獄、郡市長、貴族院、衆議院、各府縣會議員、及全國新聞社等へ徧ぬく一部宛を贈呈し今又五千部を刷

出し實費を以願九んと欲す、宜しく本問題の利害を叩き、正義の存する所を究めんと欲する有志諸君ハ郵券九錢を添へ本會へ申込あるへし

明治廿五年五月 警察監獄學會

特別廣告

先般東京築地本願寺に於て開きし監獄教誨師の會全にて決議せし大日本監獄教誨師通信所は廣く教誨師の氣脈を通じ以て教誨上の改良進歩を謀らん爲め設置したるものなり依て全盟を望まらる方ハ郵券二錢相添御申込有之度此段廣告を

東京橋區築地三丁目八十九番地
大日本監獄教誨師通信所

本誌の改良廣告

徧なく一部宛を贈呈し今又五千部を刷

大日本監獄教諭師通信所

○本誌改良廣告

本會カ多年其ノ冀望ヲ懷抱シ、早晚改良センコトヲ期シタル、本誌ノ記事ヲ分離シ、警察、監獄専門ノ雜誌ト爲スコトハ其氣運漸ク茲ニ熟セリ、抑々記事ヲ分離スル一事ハ獨リ本會ノ冀望タリシノミナラス、本誌愛讀者諸君ノ多數ハ語ヲ寄セ、書ヲ投シテ其實行ヲ促サル、然リト雖モ尙一部ノ讀者ハ、却テ分離ヲ非トセラレ、且本會經濟ノ影響大ナルトニ因リ、其實行ニ躊躇スル所アリシモ、今回會同セラレタル、警部長、典獄諸君ハ、本會事業上ニ就テ種々ノ助言ヲ與ヘラレ、就中此等改良ヲ督厲セララル、モノ甚切ナリ、本會豈ニ猛省スル所ナクシテ可ナラシヤ、終ニ意ヲ決シテ之ヲ實行スルニ至レリ、愛讀者諸君、特ニ分離ヲ非トセラレタル諸君、宜シク此意ヲ了セラレンコトナ、而シテ改良ノ實行ハ、本年六月刊行ノ分、即チ第三卷第十號ヲ以テシ尙諸事整頓ニ至ル迄ハ毎月警察、監獄各一回ノ發行ニ止ムヘシト雖、漸次二回ノ發行タランコトナ期ス、亦改良本誌ノ定價ハ左ニ掲ルカ如シ

警察(監獄)學雜誌
 壹部定價 前金六錢(全國無遞送料)

全一署内五名以上講讀ノ向ハ 壹部 前金五錢五厘(全上)

一府縣内數百名協議講讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク

又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉宛等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ本誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

明治廿五年五月

警察監獄學會

監内揭示條目辨解豫約出版廣告

警保局長小松原英太郎君題字
 宮城集監監典獄八木秀太郎君序文
 宮城集監監書記山崎德義君序文
 宮城集監監教誨師藤吉習教君著

監内揭示條目辨解

全

- 豫約期限五月三十日限 ○送本(五月十五日ヨリ申込ノ順次ニ依リ發送ノリ)
- 定價 一部金拾五錢 ○特別減價 ○廿部以上申込 一部金拾壹錢 ○五拾部以上申込 一部金拾錢
- 以上何レモ無選送料トス ○百部以上申込 一部金九錢

本書ハ多年宮城集監ニ在テ勉強ト熱心トニ由リ癖々ノ美續ヲ擧ケラレタル教誨師藤吉習教君ノ筆ニ成
 ル所ニシテ監獄則施行細則第三條ノ揭示條目ニ由リ寧親切ナル辨解ヲ加ヘ且文字ノ左右兩方ニ音義ノ傍訓
 フ施シ荷モいハ知ル者ナランニハ難ナク解シ得ラルノ機注意セラレタルモノナレバ廣ク囚人ニ見入
 セシムルトキハ無上ノ効益アラシキト信シテ疑ハサルナリ先ツ大小各監獄ニ若干部ヲ備ヘ置キテ新入
 囚ニ貸與セラレハ俵焉揭示條目ノ本旨ヲ會得シテ犯則者ノ出ツル出現ヲ在監人一般ニ告知セテ親族故舊ヨ
 共ニ在監人ニ差入レシテ購求ヲ出願セシメタル重寶ハナカレヘシ又本書ノ出現ヲ在監人一般ニ告知セテ親族故舊ヨ
 利ヨリ正當品トシテ購求ヲ出願セシメタル重寶ハナカレヘシ又本書ノ出現ヲ在監人一般ニ告知セテ親族故舊ヨ
 其効能ヲ喋々スルコトヲ爲サハレトモ今其一斑ヲ擧クシテハ速ニ多數ノ御注文アラフコトヲ
 河岳洋先生ノ校閱ヲ經タルモノナリ仰キ願クハ速ニ多數ノ御注文アラフコトヲ

明治廿五年五月 日

警察監獄學會

豫約出版延期廣告

内務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
 内務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
 内務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

獄務提要

豫約法

- 製本 本文上等舶來紙 表紙ノロース金字入 一部金五十錢
- 定價 一部前金三十五錢
- 豫約減價 一部前金四錢
- 運送費 運送費一部金四錢

特別割引

- 五十部以上 運送費一部金四錢
- 百部以上 運送費一部金四錢
- 上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會會費取懸主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ノ分ニ限ル

警察監獄學會

送金

二十部以下ハ申込ノ際前金ヲ要スル
 二十部以上ハ於テ月賦ニ付送金ノ
 節ハ郵便又ハ銀行爲換シテ本部宛
 送付セラルレバ其持込通便チ以テ
 宮城縣管内豫約員ニ限リ仙臺市大町
 書林村文助ハ向テ金セラレタシ
 本年五月三十日限本部向テ申込
 リテ論本書ハ右期限後ハ定價ニ復
 勿リ論本書ハ右期限後ハ定價ニ復
 以テ起ルハ若クハ今日得謝ルハ
 本年二月十五日ヨリ申込ノ順序ヲ
 テ郵便、兼車、汽船便ノ速達ヲ期
 便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

申込

送金

發送

出版部

警察監獄學雜誌第三卷第九號

論 說

去月十七日より一週間東京築地本願寺に於て爲せる近府縣監獄教誨師諸氏の會同に就ては前々號來記載せる所ありしが、今該會場に於て久米文學士かなせる演説の筆記を得たれば左に掲げて以て讀者の瀏覽に供す、然るに此筆記の速記の方法に據りたるものにあらず、演説者が吐出せる言辞、悉く之を直寫したるものにあらず、唯僅かに要旨を畧記したるに過ぎずとせず、然るに筆記稍く成り新に演説者の校正を乞はんか爲め之を送付したるに會々演説者の公命を奉し將さに近隣數縣に向はんとせり、乃ち演説者は熟讀校正の暇なき故を以て之を他日に譲らんことを需めたり、然るに記者は尙ほ強請して已まざりしを以て演説者も已むを得ず勿卒一過し以て直ちに之か返付を受けたり、則ち此筆記の同學士の演述を直寫したるものに非ざるも、又其所述に遠からんことを明言す、讀者請ふ諒焉

(雜誌記者誌)

● 教誨師會同の席上に於て

文學士 久米 金 彌 述

新様に多衆として、斯様に尊敬すべき會同諸君の面前に起立するに際しては、如何なる躊躇と、如何なる恐怖を抱くか、豫め諸君の推察を仰かざるべからず、殊に又遇則來老練なる典獄諸君並に清浦君が爲

せる有益なる演説に次ぎ、余の如き監獄に關する學識に乏しき、其經驗に至りては些も之なきもの、大體にも一場の演説を試みんとするは實に嗚呼の所業とやいはん、然れども監獄のことハ自から好んで之か研究に従事し且つ嘗て二三府縣の監獄を巡閱し聊か其の實際を窺知するを得たれば茲に卑見を陳して暫く諸君の清聽を汚さんと欲す、而して余か今述へんと欲する所は主として監獄に於ける、教誨の位置如何と云ふに在りとす

抑々教誨と監獄との關係如何、教誨は監獄の業務中如何ある位置を占むるものあるや、爰に之を陳述するに當り先以て監獄の沿革の概要を略陳せざるべからず、蓋し現時の監獄は幾多の沿革と變移とを経て初めて成立するに至りたるものにて、歴史上の觀察は能く教誨と監獄との關係如何を表示するに足るを以てなり、諸監獄は上古より存在するものなることは世人の知る所なるか其創始は果て何れの時に在りしか、爰に其年月を擧げて確言するは頗る困難なる事なり、勿論今日吾人か見るか如き形體を具へたる監獄は近時の生出物たるも今更余の言ふまでもおかげれども、或る一種の形體を具へたる監獄は遙かに遠き時代より吾人の見る所なりとす、而して其一種の形體を具へたる監獄とは則ち拘置の場所として之を供用したるもの是なり、而して監獄を以て拘置の場所に供用せんには凡て犯罪を審判するに或る手續方式を要することなるべし、則ち犯罪を審判するに手續方式を要するに至りたるの時代は即ち是れ監獄創設の時代なりと云ふを得べし。

蓋し太古人智未だ進まず、社會尙は蒙昧に屬するの時に在りては苟くも兇惡の所業あるものは直ちに之れを殺戮するか故に固より監獄の必要あることなく、我が日本國に於ても上古に監獄ありしことハ古言に監獄に相當するの語なきを以ても之れを証明し得べし神代の頃、天罪國罪等の種別ありしも是れハ唯罪名を種別したる而已、而して之れに對する刑罰に至りては今日吾人の所謂生命刑、身体刑、財産刑の外あらざる然かも此三種の刑罰ハ之を科するに方式を要するもの之なかりしを以て單に拘置の場所として供用せられたる監獄と雖ども未だ之か存在を見ざるは事物の必要上より之を推究するも、固より當然なりと斷定するに難からざる所なり、或る監獄に關する有名なる識者は我が神代の頃、既に罪名の定まれるあり、既に罪名あれば従つて又之れを繋留するの監獄なかるべからず、故に監獄は神代の頃より、既に已に我國に存在せるものなりと推論したれども余は之れを首肯すること能はざるなり、罪名と刑罰と監獄とは必らずしも並存するものにあらずることは既に説述したる所の如し、況んや他に監獄の存在を証明するの憑據なきに於てかや、某の識士の推論の如きは徒らに現今の實情を以て往古を臆測するものにて固より事の實相を穿ちたるものと云ふべからず、或は又日本紀に清寧天皇四年の下に「親しく囚徒を録す」とあるを引例となし、是れ我が監獄の創始なりと妄斷するものあれども是れ又余の首肯せざる所なり、蓋し此一事は或は當時監獄の存在せることを証明するの材料となすことを得べしと雖ども之れを以て我が監獄の創始なりと云ふに至りては妄斷の甚しきものと云ふべし

然らば我が國に於ける監獄は何れの時に發生したるものなるや、此の疑問に對しては余は敢て年月を擧げて此年此月こそ我が監獄の初めて創建せられたるの時なりと云ふことを爲さざるべし、唯消極的に少くと

も神代並に人皇初數代の頃には未だ監獄なるものなかりしと云ふを以て是れりとし、而して我が監獄の創
 始せしは大寶令以前に在りと斷言すべし、蓋し我が國漢土との交際の崇神天皇以降のことにして、爾來一
 切の制度文物、之れを彼れに倣ひ、随つて又刑制等も漸次に彼れの遂に大寶令に至りては全く彼れに擬似
 するに至れり

大寶令の獄令に獄は確なり、囚情を確實にする所以なりと義解者ハ註せり、是れハ勅命を奉して撰みたる
 ものゆへ則ち公けの解釋なり、今此義解に據りても獄なるもの、本來の意味を知るに足るへし、則ち獄ハ
 非行惡業あるに當り其實情を究めて律に擬するの意味にて、即ち審問、禮治の意義なり。然るに罪囚を審問
 するにハ多少時日を要するものなるを以て此間ハ何處かに之を留置せざるへからず。此の留置ハ少くとも
 逃走を防ぎ以て其留置を安固ならしむるの旨趣なかるへからず。是に於て平獄なるもの、本來の意義一轉
 して留置の場所を指稱するこゝとなり、今日に至るも尙ほ其場所を呼んで獄とハ云ふあり

斯の如く獄とハ詞に就て之れを観るも監獄の其初め拘置の場所たりしことハ疑ふへからざることならん、
 然れども此形體を以てせる監獄ハ吾人が今日に謂ふ所の監獄とハ大に異なるものとす

倍て監獄を歴史的に考究するときハ其沿革は大要之れを別ちて三期となすことを得べし、即ち第一期ハ監
 獄を以て單に罪囚を拘置するの場所とせること第二期ハ監獄を以て脅嚇の場所となし以て罪囚を凌虐する
 の機關とせること第三期ハ懲戒改善せしむるの制度とすることはなり、監獄の沿革史上、其時期を分ちて
 三つにすることハ嘗て予の述へたる所なるか、此の三期の經過は西洋にても日本に於ても吾人の見る所に

して現今の監獄の最後の時期に在ることハ一般世人の認知する所なり

今我が國監獄の沿革に照し前述の時期を區別せんに、大寶令前後の監獄ハ第一期の時期に在るものなり、武門
 政權を執るの間の監獄ハ第二期の時期に在るものあり、現今の監獄ハ第三期に在るものなり、而して大寶令
 前後殊に其以前に於てハ唯罪囚を拘置するを以て其の主要なる目的とせり、是れ前に述へたる所なり、世
 人牢屋を呼んで「ひとや」と云ふ、是れ又監獄を以て拘繫の場所としたるの一証として之を見るを得へし、恰
 かも是れ馬を繫く場所を指して「ひまや」と云ふと等しく、人を繫留するの場所を呼んで「ひとや」と云ひし
 もものならん、斯く監獄を以て拘置の場所とせるハ一にハ刑制に因由するものにて、刑制にして自由刑を採用
 せざる間ハ此唯一の目的の外、他に監獄を供用するの必要、固より之あらざるなり、則ち第一期の監獄ハ
 拘置の用に供する外、他に何等の効用なかりしなり

然るに人智漸く進み、社會の秩序又漸く其緒に就き、一方に於てハ人を殺し、人を放ち、人を傷くるも、
 單に此の數者のみを以てしてハ社會の秩序を維持し犯罪を撲滅するの所以にあらざるを悟り、爰に一種の
 刑罰を案出し以て刑制又追加したり、即ち今日所謂自由刑あるもの刑制の中に採用せらるゝと同時に又他
 の一方に於てハ單に罪囚を拘置するも犯罪者に對し何等の効果なきを以て更らに之れを威嚇し、恐怖の念
 を犯罪者並に一般人民に生せしめ以て犯罪を遏止せんとせり、實に當時刑罰の目的ハ脅嚇に在りて隨つて
 又監獄ハ脅嚇の爲めの場所となれり、是れを第二期に於ける監獄の通態とす

(未完)

●市町村長の管掌する地方警察の事務とは如何なるものなりや (其一)

法 學 士 岡 喜 七 郎

余輩ハ嘗て本雜誌論說欄内に於て警察の範圍及其分類を論ずと題して所謂地方警察なるものハ獨り市町村制に云ふ所の語にのみ適用すべきものにして世の公法學者の唱道するか如き官制に依る區別なりとか其利害の一地方に限れる警察ありとかの分類ハ決して正當なる見解なりと云ふべからざるを論斷せり然り而して其余輩の所謂地方警察即ち市町村長の管掌する地方警察とい如何なる事務を指示せるものなるやの詳論ハ重ねて讀者の一讀に供せんとを約したりき今や町村に干する事務多端にして自治の實之れより擧らんとするの時に當り市町村制に所謂地方警察とい如何なるものあるや及び市町村制に規定する法文の法意ハ果して何處に存するものあるやの問題を研究するハ敢て席上の空論に止まらざるものあるを信じ茲に簡單なる見解を下して以て讀者の明教を乞ひ兼ねて前述の約束を履行することハなせり

我現行市町村制を見るに市制第七十四條町村制第六十九條に於て左の規定を爲せり曰く
市、町村、長ハ法律命令に従ひ左の事務を管掌す

一 司法警察補助官たるの職務及法律命令に依て其管理に屬する地方警察の事務但別に官署を設けて地方警察事務を管掌せしむるときハ此限りに在らざ

二 浦役場の事務

三 國の行政並府縣郡の行政にして市町村に屬する事務但別に吏員の設けある時ハ此限りに在らず(云々)

余輩ハ此法文を読む毎に我警察法ハ果して如何に分類すべきものなるか我警察法の範圍ハ果して如何なる見解を下だして説明するべきものなるか我警察官吏の職務權限ハ如何なる點に消長するものなるか等の判然たる區分を爲すの必要を感じて止まざるものなり然れども今是等の所説を述べて讀者に見ゆるにハ余輩の淺學を以て一朝一夕に論じ盡くす能はざるが故に余輩ハ今茲にハ地方警察の字義及び以上の法意に論及するに止めんと欲す

市制第七十四條及町村制第六十九條の法文を見れば何人も地方警察といハ行政警察を意味するの語にして司法警察を含まざるものたるを認知するべし何んとなれば二者特別に其用方を異にするべしなり又此の法文を見れば其地方警察の事務ハ法律命令に依りて其範圍内に於て管理する處のものたる可からざるを認知するべし蓋し法律命令に依りて其管理に屬すると云ふ語ハ頗る疑はしき文字の使用なれども兎に角に國家の高等警察を行ふ時の如く命令自らを以て警察の目的を達するが如き大權直接の執行に非ずして警察の目的を達する命令に内圍範の働活て於する行政警察たるの主旨に外ならざるハ何人も辨別し得るものと信するなり又此の法文を見れば法律命令に従ひ司法警察官補助の職務及び地方警察の事務を管掌すと云ふと雖ども常に必ず市町村長が國の行政を分擔するの資格に於て有する管理權に非ざるものたるを認識するべし何んとなれば法文の但書に於て別に官署を設け云々の例外の規定を措くを以てなり

す、要るに法文第一項を一讀して直ちに余輩の腦裡に作り出す觀念を略言せば即ち

一 地方警察の行政警察の一部分なり

二 地方警察の法律命令に依る町村長の有する管理權たるに過ぎず

三 地方警察の事務の必ずしも市、町村長の有する管理權たるにあらず

以上三種の觀念の余輩の法文を一讀するに當りて忽ち併發する處の見解なり然り而して余輩の此の法文を再讀するに當りて又進んで一種の疑義を生せざるを得ざるなり曰く「法律命令に依て」との既に存在する法律命令を指示するものなるか或の又將來に於て法律命令の特に市、町村長の管理に属せしむる事務なりとの謂なるか曰く別に官署を設けて地方警察事務を管掌せしむるときどの將來に於て設置さるものなるか或の現在に於て既に成存せる警察機關を指示するの謂か曰く法律命令に依りて市、町村長の管理に属する行政警察の國の行政に属する市、町村の事項として市、町村長の管掌する行政と果して如何なる差異あるものなるや否や之なり要するに法文第一項より第三項を通讀して余輩の法律的思想成作する疑義を略言せば

一 地方警察の事務の既に法律命令に依りて市町村長の管理する所のものなるや將た將來に於て法律命令に依りて其管理に属せしめらるものなるか

二 地方警察の事務を特別の官署に取扱ひしむどの如何なる官署を指示せるものなるや其官署は現存のものなるか否や

三 地方警察の事務を國の行政にして市町村の事務に属するものどの如何に之を區分し得るか

余輩の市町村制第七十四條(市制)及六十九條(町村制)を通讀して生ずる處の觀念の以上六個の問題より成立するものなり否地方警察の字義を解せんとするに當りての少なくとも以上六個の思想を以てせざるべからざるなり然り而して前三種の者何人も容易に認識し得る處ろの見解にして又敢て疑の容るべきとなし然れども余輩の後段列記せる三種の問題に至ては余輩の讀者と共に大に研究せざるべからざる處のものなり

●清浦奎吾氏の講話を聞き習慣犯罪人に就て

所見を述べ (承前)

法學士 岡喜七郎

クローネン氏監獄學に千八百八十六年普國犯罪人の總計表を掲ぐる犯罪人の割合を見るに全國に於ける再犯以上の者の數ハ實に八割の多きに及び日本に於ける本年三月中の調査に依りて再犯以上の者の數ハ六割強に及ぶ之に由て考ふれば其治療の初期に大切なるの余輩の喋々を待たされども犯して二三十犯に及ぶもの、亦少數に非るを見れば社會の危害を被むる思ふるに堪へたり然して此等の犯罪を習慣とするもの、如き其特質として第一に其犯罪ハ大にして必を危險なるものなり第二にかゝる犯罪人ハ巧みに他人を誘導して其手先きに使用するの害毒を流すものなり其害や大にして危險且其の善良なる人民を誘導して犯罪を犯さしむるに當ては余輩ハ此種の犯罪人に向て専心説教之をして正業に従事せしむるの懲戒を施すの最も急なる

を覺るものなり原因結果を混全して攻撃を試むるか如き、突然として國家成立し突然として人民生存するの思想に過ぎざるものなり、今現に習慣常業として犯罪を行ひしもの、存在する以上は、かゝる犯罪人に對するの策を行なはざるべからざる、國家當然の責任なりと信するものなり。

然れば即ちかゝる犯罪人を懲戒するの方策如何余輩の監獄制度内の細密なる刑罰執行の方法に立入るを欲せざるを以て其方針として適法の業務を覺らしむると同時に熱心に之に救海を加へるの必要ありと云ふ概括的の事項を以て足れりとせず、要らば此種の犯罪人を度外視すべからずと云ふにあれば、

換言せば決して之に過度の力業を勉めしめ艱苦を嘗めしむるを以て足れりとせず、又決して初期犯罪人を取扱ふと其待遇の公平を失するの策に出づべからず之をして力業に堪ゆる能はざらしめ之をして虐待を受けしむるの國家の犯罪人を選する所以にあらざるものあり。

國家をして犯罪人の怨府とせず、又犯罪人をして其囚監中に苦痛を感じて人生の無情を悟り絶望の念を生せしむるの待遇を爲すべからず、蓋し此の彼等をして強剛ある性質に化せしむるものあり而して一方に於て初犯囚徒と相見話するの機會を與へざることを勉め、又初犯人を教誨刑戒するより其度數を増加して慈愛の情を養成するに注意せざるべからず。

以上の蓋し單純なる一理論に過ぎざれども之を我國人犯罪を爲すの原因に参照せば未だ以て根治の療法なく全治の見込なしと云ふべからざるものあり、假りに又其性行を翻すもの少なしとするも彼等一人の勸化の即ち國家の利益にして獨り初期犯罪人を治療するを以て國家の急務と斷言する能はざる可し。

歐洲各國の指ひて論ぜず、現今我國に於ける犯罪の種類を調査し之を我國の風俗人情に照合するに大に歐米犯罪人と其性質原因を異にし、再犯人以上の者と雖も勸化し易き傾向を有するものあることを知る、今左に我國の犯罪人の種類を分別して犯罪を組成する要素を列擧すれば大凡左の五種に外ならず。

第一 其性質急激にして忿怒し易き(フィクル)か爲に所謂偶然的の犯罪例せば故殺犯、毆打犯等の犯罪多し。

第二 其性質亦稍慈愛心に富めるを以て却て愛情に抑制せられ罪惡を犯すの徒多し。

第三 生活の途因難にして職業を求むる容易ならざるを以て不得止貧困の爲に犯罪を再三するもの多し。

第四 地震其他水難等の驚きか爲に人心常に恐怖して其途に安んぜず此の故に人生の無常を悟るより生命の尊きを忘れ一時の快樂を貪ぼるの念慮を發し爲に犯罪を爲すの徒多し。

第五 文明の程度低きか爲に虚構詐偽に罹るもの多く他人の犯罪に便義を與ふると多し。以上の蓋し擔括なる分類なりと雖も之を歐洲各國の法律を潜りて犯罪を事とする者に比ぶれば全しく習慣性犯罪ありと雖も、全一の理論を下たすべからざるを覺る所あるべし、宜かき初期犯罪人にかゝる習慣性犯罪人とは特種の差別を立つるの説未だ我國に行かぬれざるものあり、蓋し彼我其人情風土を異にするあるか爲あり。

夫れ醫の患者に接して肺結核と診断するや必ず先づ之を投して一時の苦痛を避けしむれば足れりとせず、又重ねて治療法の研究を重ねざる何ぞや曰く結核性の肺病に到底全治すべからざる定説あるが爲あり、然れども此定説や眞理と云ふ可からず、又醫術の進歩せるを証明するものに非ず、必ずしも全治すべき藥料の存す

るある可く必ずしも施行すべき手術の存せざるにあらざる可きも未だ其藥料を發見し能はざるものあり未
 た施すべき手術を見出し能はざるものあり然るに身を醫術に委ぬるもの眞理に非る定説を固守し治やの方
 法を研究するなくんば醫術の進歩の夫れ何れの日に可期せらるべき肺結核病者、遂に夫れ治療するの途を
 くして終らざるべきか然れども一步を退いて考ふるとき肺結核の全治せざるものあると既に眞理に
 達せるものあるやも計るべからず進歩の極度に達せるものあるやは知るべからず然るに今より醫の之か治
 療法を研究するものあるわれ誰れか其愚を憫まざるものあらんや、今余輩の慣行犯罪人に就て所見を述
 べしもの或は宇宙の眞理に反對せるものはして先きに所謂庸醫の肺結核治療法を講ずると全に世間大方
 の一笑に附し去らるものあるやを保せざ然りと雖ども余輩の習慣犯罪人と雖ども肺結核病と雖ども必ず
 治療すべき方法の存在せるものあるとを信するものあり假令又治療せるも全治するものに非ざるものどか
 すとも斯道の爲其方法の研究に従事すべきに余輩社會的生存の一大義務あるとを確信するが故に茲に貴重
 なる紙上を假りて余輩の卑見を述べんと云ふのみ

●警察官吏と法律の研究

法學博士 石田 氏 幹

警察とい何をやと問題に就ては世間未だ充分なる説明を見ず蓋し警察とい既に明亮なる事柄と看過し之を
 研究せざるの然らしむる所なる乎抑も亦之を不明亮視するも未だ研究の足らざる爲なる乎普通の學者の警

察とい社會の安寧、秩序、及び各々人の身体、自由、財産を保護する行政なりと云ふも雖も此の如き漠然
 たる解釋の未だ以て行政法中に於る警察と云ふ事柄を充分説明したるものと云ふへからず何とされり其他
 總ての行政事項も亦社會の安寧、秩序、及び各々人の身体、自由、財産を保護するものたれり又或法
 典の如きハ警察とい公共の安寧、靜謐、秩序を保ち公眾又ハ各々人の危害を避けん爲に必要なる官務あり
 と云ふも雖も此の如き模稜ある説明の未だ以て警察と云ふ事柄を充分説了したるものと云ふへからず何と
 されり尙進んで公共の安寧、靜謐、秩序と云ふことを説明するにあらざれば之を充分なる説明と云ふべか
 らざればかり

斯の如く從來の學說、法典等ハ常に警察とい社會の安寧、秩序云々と云ふに止まりて進んで社會の安寧、
 秩序とい如何なるものあるやを説明せざるを以て其所説の如きハ實に取るに足らずして不知の事柄を以て
 不知の事柄を説明せんと試みたるものあれば毫も價値あきものと謂ふへし何を以て云爾やと云ふに當に社
 會の安寧秩序と云ひたればとて社會の安寧、秩序とい果して如何なるものあるやを説明せざれば社會の安
 寧、秩序の各人の見解に依りて各々異様の解釋を與ふべければ甲の認めて社會の安寧、秩序と思へるもの
 反つて社會の害毒とあることあらん又乙の認めて社會の安寧、秩序と思へるもの反つて社會の攪乱を媒介
 せることあらん故に此の如き漠然たる所説の未だ以て充分なる説明と謂ふべからざるかり

古談に之れ有り或貴嬢か雷天の月輪を指し或貴僧に謂つて曰く貴僧よ汝ハ月輪中に於る男子を見得る乎と
 貴僧蒸視稍々久して曰く否余ハ男子を見ずして奇麗なる寺院を見ると嗚呼各人の見る所其同一物あるに拘

ならず其異あること其れ此の如し從來の學說、法典に所謂社會の安寧、秩序と云ふ事柄も猶ほ此の如き平然れ共月輪中に物あるや明かり又社會に安寧、秩序の一定不動のものあるや明なり而して此の一定不動の社會の安寧、秩序こそ實に警察の維持する所のものたるなり

然らば其一定不動の社會の安寧、秩序、どの何を云ふ乎と問へば他なし一定不動の社會の安寧、秩序、どの法律の命する所の社會の狀況有様と云ふことあり故に各人の見解を以て安寧、秩序と否とを判定すること能はずして法律の命する一定の狀況有様を唯一の根據とあし以て安寧、秩序と否とを判定するより外手段なきあり實に法律の命する所へ即ち社會の安寧、秩序、かれは警察の目的の法律の命する一定の狀況有様を維持するものと謂ふも過言にあらざるべし故に警察官吏たるもの其職務を行ふに當つてや法律の命する所あるや否やを顧みるべきのみ

司法警察の如き即ち或は豫審判事の命令を執行し或は逃亡犯罪人を搜索し或は現行犯罪人を逮捕し或は犯罪捜索等皆刑事訴訟法の規定に従はざるべからざるべし勿論苟も警察官吏にして其職務を行ふに當つては少くも刑法の初歩位の研究せざるべからざるなり又高等警察(保安警察)の如き即ち或は非常の場合に於る戒嚴警察のことと云ひ或は通常の場合に於る結社、集會、印刷の事に關する警察と云ひ警察官吏にして其職務を行ふに當つてや上述の諸條例を暗知せざるべからざるは勿論法學の通論位は讀了し置かざるべからざるなり又行政警察の如き即ち或は營業警察と云ひ或は衛生警察と云ひ或は山林警察と云ひ或は教育警察と云ひ苟くも警察官吏にして其職務を行ふに當つてや右に關する諸法令を暗知せざるべからざるは勿論一般の

行政法理位の研究し置かざるべからざるなり

之を要するに高等警察あり行政警察あり司法警察あり警察の執行は何れの場合を問はず直接に人の自由を制限して成るものあり而して直接に人の自由を制限するに法律の命する社會の安寧、秩序を維持する爲めは其執行は毫も法律を踰越すること能はざるなり加之警察を執行するに一般法律の外諸條例に規定する法規の存するあれは必ず此等の諸法規に遵據せざるべからざるなり況んや開港場の如き外國人の來往頻々たる場所に於る警察は更に國際法に依て制限せらるべきものかれは此等場所に於る警察官吏たるものは國際法の端緒位の研究し置かざるべからざるなり是に於て乎余輩は更に警察官吏たるもの法律を研究せざるべからざるの必要を見る

●監獄拘禁の費用に就て

本論は故セーバツハ先生遺稿中の一節を反譯したるものあるが頃日山梨縣監獄署在勤本山純信氏より本件に關する歐洲各國の實例を問ひ合はせられたるに依り之を以て其回答に代へ併はせて廣く會友諸君の参考に供せんと欲す

岳 洋 生

在監人をして監獄拘禁の費用を辨償するの義務を負担せしむべきや否やの問題に就ては是れ迄往々、區々の議論あるを見る所にして將來も亦た之れに就ては多少世論の起る時あるべきを信ず今歐洲各國の事例に就て之を見るに佛國に於ては拘禁の費用は一切在監人をして之を辨償せしむべからずとあし從て「コード、

「ベナール」佛國を継受する所の諸國即ち白耳義伊太利の如きも亦た辨償不可説と確認し其他英國、噠馬、瑞典、芬蘭、和蘭等諸國に於ても凡へて拘禁費の償却を要求せざることをせり然るに獨り獨逸及埃士利に於ては前の諸國と全く其軌を異にせり

獨逸帝國刑事訴訟法第四百九十七條に曰く

刑事被告人刑の宣告を受けたるときは公訴の豫備及刑の執行に由て生ずる費用までも負擔すべし
刑の宣告を受けたる者宣告の確定する前に死するとき其遺産を以て費用を辨償せしむることかし
又拘禁費に關しては近く左の訓令を發せられたり

千八百八十三年三月廿七日付内務大臣訓令

從來本大臣所管の懲役監及禁錮監に於て拘禁する者より償却せしめたる費用は國庫に生ずる支出に相當せざるを以て大藏大臣及司法大臣の同意を得て之を増額せることに決定し本年四月一日以降民事拘留人刑事被告人並に懲役禁錮又ハ拘留に處せられたる囚人は拘禁季節の區別なく一日八十邊尼ハ辨償すべきものと規定す

前記給養費額ハ囚人に給與したる食糧の多少及種類に關係することなく又其監獄に在りたると監獄外の役所に在りたると病院に入りたるとを問ふことなし若し囚人の食糧を自辨することを許可したるときは給養費を一日に付三十邊尼つゝ減額すべし
携帶乳兒の給養に關する費用は之を計算に加ふることなし

囚人を癡狂院に入るときは給養費に代ふるは該院に拂ひたる全額を實費立換金として計算し之を以て辨償せしむるものとす

囚人の埋葬費を監獄署より支辨せざるべき規定ハ前記の規定に由て變更することなし
(其他同伴に關する千八百八十三年九月、八十五年一月、八十四年十二月發の訓令あれども之を略す)

斯く獨逸國に於ては一定の額(一日八十邊尼)を以て拘禁の費用を辨償せしむるの制を採れり而して此の費額は獨り衣食に關する費用のみならず監獄管理に關する總体の費用即ち官吏の俸給廳費等をも見積りて算出したるものなりとす故に囚人は其拘禁上より直接に生ずる所の費用の外尙ほ間接の費用をも負擔せざるを得ざる譯とあるあり且つ此の規定額あるものは官たに國庫補給の一人一日の平均費額(其額は大約五十乃至五十五邊尼あり)に相當せざるのみならず著るしく之に超過せり殊に普國ポーセン州に於ける一監獄の如きは其の國庫の補給額は一人一日に付大約二十一乃至二十四邊尼あるにも拘はらず尙ほ其の拘禁費は一日八十邊尼の割合を以て囚人をして辨償せしむるの不都合あるを見る

拘禁費辨償の主義を實行せんと欲する以上は會計整理上、其の費額を一定するの必要を感し之を一定するの結果、終に實際と過不及あるに至るを免れず然れども獨逸の如く其規定額の實費に對し著るしく超過せるを見るか如きの甚だ不都合のとまりと謂はざるを得ず唯だ實際に於て甚しく其不都合を感せざる所以のもの囚人中、拘禁費を辨償するか如きものハ其數極めて僅少あるを以てあり現に「モアヒート」懲役監に於て千八百八十六年中、費用辨償の義務ありと認定せられたるものハ僅かに七人にして此七人と雖、實際

果して其の全額を辨償したるや否やの疑を存する所あり
 拘禁費徴収の権利ハ裁判所金庫(普國に於ては之を有す若し現金を以て納入せざる時は動産を抵當とし
 て質入し若くは不動産を書入質として登記せることに由て之を擔保せしむ而して其徴収は強制執行の手續
 に依るものとす
 囚人の最多數は拘禁費を辨償するの實力あらざるべきこと勿論にして其稀れに之れあるものは多くは巧み
 に之を隱匿す彼の慣習犯罪者の如きは殊に最も然りとす故に正直に其資産を絞り取らるゝ所のものは實に
 少數なる憐れむべき初犯且つ偶發的囚人の種族に過ぎざるあり
 或は曰く辨償の義務を免るゝ者多きは施行の方法其宜しきを得ざるが爲めなりと是れ或は然らん然れども
 假りに其義務を免るゝが如き考なきを得るとするも其結果は反つて犯罪者を増加するに至るを免かれず彼
 の犯罪の多くは貧乏に原因するものあるに非ずや、其僅かに有する所の家屋を没し土地を奪ひ其他凡へて
 の資産を収斂す、實に囚人をして出獄後、糊口の途に窘苦せしむるのみならず無辜の家族をして饑渴に迫
 るに至らしむ是れ豈に治獄の旨趣に適するの法からんや
 之れを要するに拘禁費辨償の事たる經濟上の利益は豫期の如くある能はずして道義上の損害は極はめて顯
 著なりと謂はざるを得ず思ふに獨逸に於ても早晚斯くの如き有害無益の規定を廢止するの時機あるべきを
 信す

●警察官

(前承)

石井 光 美 稿

第七章 兵器使用

夫れ兵ハ兇器あり以て殺すべく以て生すべく護るべく禦くべきあり于將莫邪尙は能く陸に牛馬を斷し水に
 蛟龍を斫る況んや吾國の精鍊あること遠く各邦に冠絶するをや其の星動龍飛し光彩陸離たる能く勁敵に當
 りて堅を斬る固より昂々たる業のみ然りと雖も兵は死物あり人之を使用するにあらざれば其用を爲さず使
 用宜しきを得は其利や愈々貴く宜しきを失すれば一棍棒に劣る蓋し兵の鈍あるにあらざして使用其人を得
 ざるを以てあり故に之を曹沫に附すれば能く一軍に敵すべしと雖も三尺の童子に與えは自ら傷つくべし
 若し夫れ警鐘耳を襲ひ鯨鱈邊海を衝き外國と對峙して國權を彈丸黒子の間に争ふ時に在りては固より其要
 用あるべしと雖も今や清明無事率土の濱德澤に沐浴し兵馬の事に至つては陸海軍あり庶民復た兵を帶ふる
 を要せず賣りて耕牛商賣と爲すの時に際し行政の職たる警察官をして劍を帶はしむる所以のものは何をや
 示威の具にあらず又た殺傷の器にあらずるあり陸海軍は以て國權を外に維持すべく警察は内に國家の秩序
 を維持し人民の安寧を保全する所以の要具たるを知らざるべからざるあり

按するに明治十五年十二月初めて巡查に帶劍を許され同十七年一月内務省乙第三號訓令を以て再び兵器使
 用を左の場合に限りたり兇器を持ちし人の身体財産に對し暴行を爲し拔劍するに非らざれば保護するに衝か
 き時暴行人兇器を持ち拔劍するに非らざれば防禦するに衝かき時犯罪人逮捕のとき又は逃走囚追捕に際し

兇器を持って抗拒し振劔するに非らされは防禦するに術なき時の三とす警察に兵器使用權を有するの必要あること猶ほ強制處分の緊要なる一般にして之を特別強制權と謂ふ而して其の使用の本旨又猶ほ強制處分と異ちらざるあり

因是觀之警察官の兵器を帶ふる所以の趣旨人の生命財産を保護し護身の具たる既に明瞭かり從來兵器使用の宜しきを得て其目的を貫きたる例証擧げて數ふへからず而して其使用を誤り懲戒を受け法廷の裁判を煩したるもの亦あしとせず一は賞せられ一は罰せらる懸隔斯の如きものは一に使用者其人に存す巧に之を用ひたるもの未だ曾て剛毅沈勇からざるなも鐵石の心腸は劔よりも硬なるへく機敏の精神は劔よりも利あるへく兵器の爲めに輕重せられず事變に應ずること劔の星動龍飛するか如く事理を鏡すこと劔の光彩陸離たるか如くして始めて兵を帶ふへきかり

湖南の事變、上陸下の宸襟を惱まし奉り、下衆庶を憂慮せしめ國家の安危に關する兇行を爲したるもの誰か彼れ實に無誓の妄想を抱き事理を解せざる一狂夫ありと雖も吾人の一分子たるを耻ぢずんはあらず明石の暴徒長崎の水兵事件共暴擧たる天下公衆の許す所なりと雖も其鎮壓宜しきを得ず兵器の使用を誤るに至つては爲めに痛嘆せずんはあらず況んや其人亦吾人の一分子たるに於てをや

嗚呼兵は兇器なり以て殺すへく以て護るへきなり然れ共固と死物なり相模太郎の手を藉りて能く虜使を斫り豊太閤の征に従ふて能く八道を蹂躪し得たるも之を匣底に藏すれば一棍棒のみ若し其運用の妙に至つては之を三萬有餘の警察官に譲らん

蒼海一滴

此の欄は我か清浦奎堂先生か歐洲巡遊中に於て調査せられたる警察監獄に關する諸設有益の事項をは連載するか爲めに之を設けたるものなりとす而して其の事項は總へて先生か英佛獨逸澳土利白耳義等歐洲各國到る所の有名なる専門家に就て親しく諮問せられたる所のもの或は其の躬ら視察せられたる所のもの或は之れに對する先生の意見を述作せられたる所のもの若くは其の談話を筆記したる所のもの等にして或は警察に關し或は監獄に係り縱横採擷所謂隨て得れば隨て記するものなるか故に固とより彼の類目を分列して秩序的に排纂するものとは同しからざるへきは勿論なり是は讀者の豫め諒知するあらんことを望む所なり要するに先生の精を取ることを多くして意を注ぐこと詳密且雋遠なる本欄掲ぐる所のものを一讀して其一斑を知るを得へし誠には是れ青箱録中の物一句々皆以て斯道の要略となすに足る今や世人殊に予輩斯道に従事する所の者其の片玉を得るも奉して拱壁と爲さるるは莫きの時に當り本會幸に斯々る貴重の賜を受け且つ特に之を本誌に掲げて廣く讀者に割愛するの許可を得たるは實に本會無上の光榮とする所なり而して其の惠に浴する者豈獨本會のみならんや

警察監獄學會記者識

●白耳義國司法省警保局長問答

(承前) 警察廳學會誌

問 各種の監獄に入るべき囚徒の定員(最上限及最下限)如何、其員數は命令若くは行政上の慣例を以て定めありや

答 監獄の囚員は其屋舎の廣狹に依て定むるのみ、今我國にある二十九監獄の房數を男監と女監とに區別すれば左表の如し、而して最近の統計に因り監獄の管區たる各裁判區の人口を併せて茲に掲出すると參考上必要あること、信す

房 數 (裁判區内の人口)		房 數 (裁判區内の人口)	
男	女	男	女
ルイヴァン(中央獄) 五八四		トリスウイト	六六一〇
ガン (同上) 一、二〇〇		モン	二二八、四四
サン、シール 五九二		シヤル、ロア	一〇七、二二
ブリュクセル 三六三、八四	七二一、六六五	トールチー	一七五、三二
ルイヴァン(附屬監) 一四一、二八	二一九、四二三	ガン (附屬監)	二五〇、五三
ニヅニール 六〇、一五	一六四、二二九	テルモンド	一七、三〇
アンヴェル 三五一、六一	三九八、一四七	オイドナルト	一三九、九
マリリス 六四、一五	一五九、七九〇	ブリーニシエ	二一五、五九
ハッセルト	五二、一〇	アルロン	六二、一六
マルシエ	一三、二	ヌイール	九二、二七
ナミユール	一八四、九六	チナン	三、四、五、一五三、一八八

問 再犯者は裁判宣告を以て加重の刑に處するのみにて監獄に於ては刑の執行上別段其取扱を嚴にせざるや即二三の例外(例へば勞銀、書信、接見)を除くの外は他の囚徒と其待遇を同ふするや

答 同種類の囚徒は其刑の執行上皆其取扱を同ふす、故に勞銀、書信、接見に至るまで再犯者と否との區別をなすことなし

此再犯者に付ては政府は其規則を改正せんとの議ありて目下研究中なり

又司法大臣は千八百九十年四月十五日の衆議院の會議に於て刑法に改正を加へ再犯者に申渡すべき加重の制を變更するの法律案を提出したるに、此案は添て別紙にあり

問 一監獄内に諸種の宗教を奉する囚人ある場合に於ては此各種の宗教の爲めに一々別段の教誨師を置くや又は場合に依りてハ異教者に許すに其宣教師を監内に招くとを以て是れりとするや

答 政府ハ異教に屬する囚徒に於て己れの宣教師を招かんと念ふときは之を許す此場合に於ては監獄巡撫

の爲め兼て教會より指定し官の承認を経たる宣教師あるを以て官より其旨を之に通告するなり
 附屬監に於て異教の施行を容易ならしむる爲め同一の異教に屬する輕罪囚は可成皆之を同一の獄に集むる
 様注意するなり

問 囚員に對する看守、定員の割合如何、此割合は監獄の構造如何と囚徒の種類等々に依りて變更するや
 答 千八百五十七年の監獄職員に關する規則に看守の割合は二十五囚に一人を超ゆるを得ずと定めあれ
 共現今の看守の割合實際平均十七囚に一人となり但し一定不變の規則なし、監獄構造の如何は實に看守
 の員數を定むる一大要素あり然れ共囚徒の種類は別段員數を定むるの標準となさざるなり

問 放免囚保護會社の事業に町村官廳、警察官署若くは教會の關係する所如何
 出獄後引取人なき者若くは故郷に販るの資力なきものは國費を以て之を監獄内の別房若くは別段の教育所
 に入るの制なきや

答 現今白耳義國には放免囚保護協會十六あり是等協會の同盟會なるものありて其協會間の關係を保障し
 其事業の効果を増大ならしむるを目的とす但此協會の何れも私立とす政府の此保護事業に關係する所
 單に補助金を給するに止る又町村廳も同く此補助金を給與し且満期囚の爲め有益なる奉公口を求むるに付
 必要なるべき一切の指示を與へて以て協會の事業を助くるの任あり

教會は教會として保護事業に直接に關係せず
 白國には別段引取人なき若くは販郷の實力なきものを假に留置すへき別房等の設けなし

問 囚徒押送の方法如何、押送費は何れの官廳の負擔に屬するや又之に使用する監守者は如何
 答 囚人の押送は全く相隔離せる分房車を以て之を行ふ一都會より他の都會に護送するには鉄道を以てす
 而して之か爲め別段の制により分房に構造せる列車あり
 押送費は裁判所費として司法省の豫算科目中より支辨す
 押送車の監督は「分房車看守」と稱する別段の吏員をし之を行はしむ此官は司法大臣の任命に係り年俸千六
 百法乃至三千法を受く

問 監獄の収支豫算は前三ヶ年間の平均額に由りて之を調製するや作業収入は總て之を國庫に収入するか
 若くは支出額より収入を差引きて残りたる費額を以て豫算上の經費とあすや

答 監獄經費豫算額は其年度内の必要を豫定して之を定むるものあれども前年度の額を春みること亦言と
 俟たざる所なり但し法定上の義務にあらず、輒近政府の定めたる規則に従へば囚徒作業収入は總て之を國
 庫に納付す故に其額は収入として之を豫算に掲出し又囚徒の勞銀、作業費は支出豫算に掲出せらるるもの
 とす

雜 錄

●大藏省所管金庫護衛巡查配置沿革
 今昔とありしは尙ほ地方に於て金庫護衛の爲め巡
 査を派出せるものあり其事別段懸しぐなげれども
 巡查の人員も十分ならぬ上に地方税より支辨せる巡
 査を國庫金の護衛に専従せしむるゆ少むる難當なる

口所もあり又理論上より警察すれば國庫の金錢を地方費を以て護衛すべき義務を持ち居らざることを領知するなるへし兎に角に金庫護衛には金庫を設置されたる銀行に於て一切の費用を負担し特に巡查の配置を請願するを以て當然なりとす擬金庫護衛の爲めに巡查を配置するとなりし順序を考ふるに抑々明治十二年二月關東五縣へ國稅金預所を設置し金庫護衛の爲め巡查を使用することを大藏省より令達せり其要領は

其縣下各所へ稅金預所を設置するに付預所に存置せる金庫等平常巡查を以て嚴重護衛致さすへし是より追々各地方に蔓延し大藏省爲換方の名稱を以て收納金取扱の事を行ひ平常巡查をして右爲換方を護衛するとはなれり然るに今日とは相違して巡查の人員は至て少なく警察發達の度極めて幼稚なりしを以て金庫護衛の爲め

巡查を派出して平常詰切りを爲さしむるは困難なるの事情ありしを以て地方に於ては之れが爲め巡查を増員せざるへからざるとなり往々増員したるものあり又經費の出所なきを以て増員すると能はず現員を繰り合はして之れに従事せしむるあり而して平常巡查を以て護衛せしむると云ふは巡查若干名を詰切して間斷なく護衛せしむるとなるを以て實際に於ては非常の差支を生じ終に晝間の詰切を止めたるものあり其稟議の要領は

十二年五月大藏省收入金預り所金庫護衛の件達に基き各預り所へ巡查見張所を設け晝夜一名宛交番護衛せしめたる處目下巡查人少の折柄一般取締上の都合も有之自今晝間は警察署又は分署より時々巡查をして巡行警邏せしめ夜間のみ該見張所へ交番せしむることに致度云々

地方少しとせず云々

十二月なりし又間々護衛巡查の人員を減せんと云ひ或は見張所若くは詰所建設費別途下渡方を稟請するあり然るに巡查減員は主務官に於て實地取調の上取締上差支なしと見認むる程度に迄減員するとを許し見張所詰所の如きは建設に及はずと指令を下したり是亦十三年の十一月に係る事柄とす

是より先き明治十二年の末に當り大藏書記官を各地方に派出し爲換方巡視を爲さしむる際金庫護衛巡查配置上の狀況を視察せしめ實地巡查人少にして配置差繰り難きものは數名の詰切を止め晝夜一名の交替詰切りとし萬一非常の節は最寄の警察署より應援するととし又爲換方本店の近傍に警察署ある歟又は巡查合宿所ありて別段の注意を用ひ時々巡視して護衛の行届く見込あるものは巡查を詰切らずに及ばずと決定し夫々各地方へ右書記官より協議を遂げ以て巡查の詰切を廢したる向も少しとせず前關宮城縣への通牒に之れに基けるなり

越て明治十四年一月内務書記官より宮城縣へ一の通牒を發したり其要領は

明治十四年二月第十六號布告を以て警察費に對する國庫下渡金の割合を定められ警察費は純然たる地方稅支辨のものとなりしより巡查配置上の休面一變し

諸納金預り所金庫護衛巡查増員費別途下渡方上申あれども右經費は總て警察費より支辨する例なるを以て何れの地方へも別途下渡のことは聞届けられず然るに右金庫護衛方は必ず巡查の詰切りを要せず其接近の場所に警察本分署あるか又は巡查合宿所ありて實際別段の注意を以て時々巡回して護衛行届くものは巡查の詰切を要せざる事になりし

税支辨のものとなりしより巡查配置上の休面一變し茲に官廳の警衛の爲めに配置すると甚不便とあり稍

差支を生ずるに至りては内務省は請願配當巡査の制を定め十四年の四月乙第二十二號達を以て各府縣に令達せり是れ一には爲換方金庫護衛巡査配置上の便利を謀りしものなり然れども因襲の久しき速かに特別配置を廢するに至らず地方にては如何にして差條の居るにや従前の如く配置し居れり又大藏省に於ても依然之れが配置を爲さしむるものとして別に注意を惹起さず第二の方法も考按せざるが如し

明治十五年六月の頃開港場ある某島地に大藏省爲替方を設置し諸收入金取扱を爲さしむるを以て金庫護衛巡査を配置する様命令あるへしとの協議ありしに主務省は之れに應せず巡査は地方稅支辨なり國庫の爲めに増員するを得ず別途金下渡あるにあらざれば配置するに能はずとの旨趣にて之を拒絶ありしに別途費を下渡すとは成り難し故に巡査を増員して配置するに及ばず爲換方最寄巡行の際特に注意し夜間に

門外漢稿

十五、監房の檢査に關する心得

監房の檢査は在監人の身体衣服等の搜檢と相待て其効用を全ふするものにして其密接の關係を有すること猶ほ車の兩輪に於けるかごとし、戒護上偏重偏輕すへからざる一要件なりとす、而して身体衣服等の搜檢に要する注意と其方法手段とは尙ほ監房の檢査にも適用し得るなり

抑々監房檢査の要は監房其ものを内外隈なく檢査すへきは勿論、房内の常置器具、敷物其他書籍、臥具等房内に在る所のものは悉く之を點檢搜査するの扱を指稱するものなれば身体衣服等の搜檢に漏るゝ所のものを檢査して更に漏遣せず又身体衣服等搜檢の際見落したるもの或は戒護者の目を掠め巧に包藏隠匿して房内に夾帶する所の應禁物を摘發看破し敢て其夾帶を許さず、以て破監逃走等の媒介を防ぎ又應

在ては其巡回を頻繁にし注意行届くことせば可なり大藏省は更に協議せしを以て其義なれば差支を主務省に於ては之に應じ其後は特別配置を命ぜず常に注意行届く様に巡回視察すべきことを命ずるのみなりしは其の意に依りては是れ則ち金庫護衛巡査上の沿革なり素より巡査に判員ありて特別配置に差支なきものは今日に在ても之を配置して可かり然れども金庫ある銀行は金庫護衛を口實として巡査の配置を受け以て銀行全般の取締に充てんと欲する如き拮手段を執るものなきにあらす是等の如きは宜しく配置を廢去彼れが配置を請願し來て其費用を負擔するに於て初めて之れに配置するとにせらるゝは又以て巡査人員を活用するの一方

看守訓授試作 (承前)

禁物夾帶の跡を絶たんとするにあり故に監房の檢査は取りも直さず身体衣服等の搜檢に漏れたる欠遺を補ふものと云ふも不可なるへし但身体衣服等の搜檢にして其要を盡さは應禁物の監房内にあるへき答なきを以て監房の檢査は其必要を見ざるかの感想なきにしもあられとも已に上陳せるか如き事實あるを以て戒護の實を擧げ監獄の安寧を保全する上に就ては必須欠くへからざる要件たるを知り得へきなり然り而して監獄の要は戒護を嚴にし破監逃走等を防遏して矯正感化の術を施すにあり、若し戒護の實擧らされハ百事休す、故を以て監獄の事務ハ戒護なりと換言するも敢て失當の見ならざるへし、而して監房の檢査と身体衣服等の搜檢とハ實に戒護事務中の主要を、占む此檢査と此搜檢にして疎漏に涉らす不注意に失せず首尾相待て其効用を全ふせし戒護の實ハ期せずして擧揚することを得へし、監房檢査の忽

かせにすへからざる夫れ此の如く明かなり、戒護者たるものへ能く之を行ふの方法手段を領得し決して等閑に附することなく其要を得るの注意あかるへからざるなり

又戒護者の耳目の聰明と心神の沈静且事に當て熱心なるを要す、耳目にして總明からされへ看過聽脱すること多くして視聽の機能を全ふすること能はず心神にして沈静ならされへ輕舉に失し易く、事に當て熱心ならされへ事を疎略に失するに至る、且心其所に居らされへ見れども見へず聽けども聽へず、僅かに儀式的の手續を了するに止るへし萬一にも如此事實ありとせんか戒護の任を全ふすること能はざる言を保たざるなり是れ戒護者たるもの、最も慎み且戒めざるへからざる所なり

以上陳る所へ大綱に過ぎず尙は監房検査に關する心得中必要事項の之を左に列記して當局者の參考に供

七、懲罰室は特に其検査を嚴にし又受罰者の狀況にも注意すへし

八、監房内を検査するに當ては先づ全跡を通觀して異狀の有無を視察し、異狀あしと認むる時は天井、壁板、床板は尙は棒の類にて之を突き又は敲きて其音響を聞く等搜查細査の手段を盡すへし

九、敷物は之を振ひ常置器具、臥具、書籍等は一々漏すことなく之を捜査し又具位地を移して其跡をも検査し若し蓋又は覆ひのあるものは之を取除け包物は之を解き書籍は之を開き見る等注意周到ならんことを要す

十、鎖鑰及門は外觀の常態に異ならざるを以て看過することなく一々之を開け試みる等異狀なきを證し得る手段を施すへし

寄書

せんと欲す

一、監房検査は少くとも朝夕二回は必ず之を行ふへし但可成在房者の不在中に検査するを要す

二、検査は綿密を旨とし且可成速かに之を了する様注意すへし

三、検査は異狀なきを確信する迄之を行ひ疑惑を抱きながら其儘に看過するか如きことなきを要す

四、検査を行ふときは逃走を容易ならしむるか如き事跡の有無は勿論應禁物の在否、房内の整否并に衛生上其他異狀の有無に注目すへし

五、定役囚の出役中、無定役囚又は刑事被告人の運動時間には必ず其監房を検査すへし若し在監人の在房中検査するときは其座席を立たしめ其跡をも検査すへし

六、病監を検査する時は尙は病者の狀況并に衛生

十一、房内に張紙あるか又は木屑竹片の挿入若くは打付けあるときは之を取除きて其跡をも検査すへし

十二、房内の清否如何にも注目し用水等の爲め汚漏せし所あるを認むるときは之を清拭せしむへし

十三、廁圍は特に注意し其内容物をも検査し内容物の溜り居る時は速かに酌取ることの注意を與ふへし

十四、検査上異狀あるを認むる時は之を手帳に記載し置き検査を了りたる時看守長に申告すへし若し急速を要することある時は直に申告すへし

寄書

看守長看守の制服改正の必要

岡山 吉備男子校

看守長看守の制服たる明治十四年の規定に係り其服

装極めて質素純朴なりとす而して今や監獄の實況たる社會公衆の一大問題にして其獄制改良進取の体勢は詢どに舊日の比に非ず百般の事物舊套を蟬脱し益々斬新の條緒に就かんとす然るに看守長看守は警部巡查と地位待遇均しきにも拘はらず其服装の如きは一見して大に精粗の差あるを知るへし是れ偏に警部巡查の服装は頗る觀美なり看守長看守の服に比すれば數等の上の在りと謂も敢て誣言にあらざるべし語に所謂眞は莊嚴より起ると裝飾は即ち威儀嚴毅を標示し以て人を感動せしむるの重要方法の器は外ならずや今一步を進め論究するときは警部巡查に對比し獨り看守長看守の服制朴素なる自然威嚴に乏しきの感なき能はず否な局外の觀想も亦隨て異なるは必然の勢なり或る論者の言らく看守長看守と警部巡查は其掌務均しからざれば威儀上も何と對等ならしむるの必要あらんと勿論其掌務は異なりと雖も共に行政官の一斑に居り概言すれば被れば犯罪を未發に警戒し犯罪者あれば治罪の手續を爲す等の事に與かり此は刑の執行に關し懲感感化の要路に當れり固より威儀上等差軒輕すべきものに非るや明けし夫れ然り居常兇暴不軌の徒と接し紀律嚴正の意を以て法律の結

果をして全然ならしむるの重要職なれば警察官と儀容對等の服装を着し外見の虚飾に汲々たるに非ず且つ獨り外部の威儀を主とするのみにあらず治獄遇囚の作用に於ても完全なる精神なくんばあるべからず此精神を涵養するは先づ完全なる服装に在るべし或は言はん服装の如きは畢竟皮相的にして何を夫れ精神的に關するところあらんと固より服は乃ち身の裝飾物なるも外は内の表示なり然れば制服の必要は他なし當該者をして服装のため自ら其身をして肅然たる威嚴を保持するの義務を有せまむべきなり苟も服装莊嚴缺くる處われは意想も亦之に相伴ふ自然の狀勢なり加之警察と監獄との其職務の隔離に基因し服装に精粗の等差ありては自然外部よりの敬重威信を減却するや疑ひなし斯る事能のあるにも拘らず恬として度外に付し去り守株膠柱治獄の活機あるを知らざるものゝ如きは余輩切に取らざる所なり況んや今獄制進歩の際百事改良の時あれば看守長看守の制服速に改正あらんとを熱望の餘り爰に所見を吐露して妄りに大方の諸彦に訴ふ

●警察執行務ノ責任ニ就テ

在京 某 生 校
凡そ官吏としては其上官たる者の指揮命令に服従するの義務あるとは服務規律の命する所にして若下官にして上官の指揮命令に抗し之れを違奉せざるとあらんか規律紊亂百般の政綱廢弛するに至るべし故に苟も一身を公務に委する者は能く其長官の命令に服従せざる可らず況や規律の嚴肅を尙ふ所の我警察に在つては軍隊の規律を以進退すへきと上官たると下官たるを問はず念頭須由も忘る可らず即ち警察事務の舉否一に上官の命令能く下官に徹し之れを遵奉履行すると否とに存するとの觀念は日常遺忘す可からざるものとす
夫警察に於ける下班か上班の指揮命令を遵奉確守するの義務の至要なるとは余輩の譯々するを俟たずと雖も熟々事を實際に徴するに下班の實行する所較もすれば上司の意見に背反し訓示命令の範圍外に奔逸し終に警察權を濫用するの成績なきを保せず夫れ何か故に警察事務上に於て特に此の如く下班か上司の旨趣を誤り易きや他なし警察事務就中其執行務に於る一定不變の繩準なく事々物々權に投じ變に處するを以通規とせざる可らず茲を以上司か命令訓示す

る所のものは概かに綱領を示すのみ實際事に當るや勢ひ此の如き結果を見るは敢て怪むに足らず寧ろ執行務たる以所にして警察務の活動活氣を表彰するに足る故に其飾着に於て命令訓示の範圍内に於て將た警察權を濫用せざる上其本務盡せりと云ふ可し夫れ此の如く警察執行務上在在つては臨機の處分を是認せざる可らざる者と決するときは總令上司の意見に背馳し命令の範圍を超へたるも其責執行官に非ずして却て之れを命令したる上司に歸すへきや否宜しく我人の講究すへき問題なりとす
抑々警察執行務上に於て上司より命令訓示する所の者即遂由すへき法律規則なきものに在つては或は公文を發し或は口述を以訓示するとの二個の内其一を擇まざる可らず而して文章を以するると口述を以するるとに係はらず其旨趣目的及之を執行するの順序方法を説示し大体之れか執行上に就ては遺漏かあるへしと雖裏面の觀察即變に處するの心得等事の細故に至つては一に執行官の方寸に任せざる可らず故に事の結果に至り或は其處當當を失し又命令訓示の範圍を脱し其甚しき警察權を濫用するとあるに於ては其責上司に在らずして執行官其責に任せざる可らず

換言すれば上司の命令外に涉り此失態を醸生せしを以て其責執行官に歸せざる可らず然りと雖共上司の命令として自己の意見に反するものあるも之れを運奉すへき義務を有する下班たる以上は萬一上司の命令法律規則に背反し又正理に背反したる事件を執行せしめたる結果其責上司に歸せざる可らざるの勿論なりと信するなり

以上繰述する所のもの執行務責任上の概要に過ぎず尙本件に關し他日大に論ずべき時機あるべきを信し穩かに所見を陳して問題に換ゆ冀く當路の識者之れに對して深く垂教せらるゝ所あらば豈獨り余輩の賜のみならずや

●典獄服制の不必要を論じ併て反對者の妄を辨す

天下の一寒生稿

本會雜誌に典獄服制論を現出し次て僕之か妄を辨してより既に一星霜の永きを經たり爾來再び此謬論を口にするもの亦く僕亦曾て之を耳にするところありしに由り最早本題に關して筆を勞し紙面を塞ぐの場合あらんとは夢にも想ひざりしあり然るに前號の紙

にあらざれば到底紀律、威嚴の確保を望むべからずと爲せるからんか迂も亦甚しと言ふべし知らずや今日の典獄は昔日と異り智高等あると肅然たる備容を要する場合には金色燦然たる大禮服のあるあり復た何そ別に制服を要せんや又生は典獄の威容に缺くる所あるか如き口吻ありと雖今日の典獄は緞絨の袴廣及遊獵帽等を着用し自ら好て吾威容を失墜するところあるべしと信す生よ君の老嫗心は眞に感謝するに勝へたりと雖今日は復た君の教を須たざるあり若し數年以前にありたらんには君の高説に歎服せるものもあるべかりしものをさりとて殘念のとありかし又生は典獄の時として自ら看守を指揮するにありと言へり知らずや我國には看守を指揮監督すべき看守長の特置あるを若し典獄自ら起て看守を指揮するにありとすれば看守長の特置をるの必要將た何處にかある生よ乞ふ少しく活眼を開ひて大局面を觀一觀せよ

二笹津生は更に論じて曰へり夫れ典獄の職たるや晝夜兇惡奸邪の囚徒に接し時に或は其銳利ある器械を携帶する中に入て之を督責獎勵するものなれば彼等萬一の暴行に備ふべく云々と嗚呼生の老嫗心是に至

上に笹津生と稱する一新生面の論客突如として陣頭に立ち僕に向て挑む所あるか如し故に僕も全く黙するに能はず敢て數言を費して論者の惑を解くべし唯恐る獄事精通の謂者諸君は此等陳套の文字を見て厭倦の念あらせられんとを乞ふ暫く忍ひて一讀の榮を賜へ

笹津生の論旨は其眼目凡そ左の三點に歸すべし

一均く是れ仁ありと雖醫の仁と典獄の仁とは其趣同もからず典獄は仁と共に威嚴を保持するの必要あり威嚴を保持するは紀律に依らざるべからず且文中威容已れに成らずして而して能く人を威服せしむるものあるを聞かすの語あり僕謂へらく笹津生は我國監獄の現狀を知らざる人あらんを以て爾云ふ今日の世の中復た威容已れに成らずと言ふか如き不適任の典獄あらざれば威容を保つと能はざるか如き無力の典獄は一人もさらざるなり服制定らすと雖紀律を維持し威嚴を保つに苦むか如き典獄一人もあらざるなり生は多分往昔の監獄を一見したるとありて今日は既に其面目を一新したるを知らず昔を以て今を揣り今日と雖典獄の服制一定し其威容を機械的に助成する

りて益々深且厚を見るあり然れども生よ乞ふ幸に休心せよ典獄中には此の如き臆病者蓋し一人もあかるべきあり獄務の危険あるは當初就任の際より覺悟すべき所なり夫の背水の陣勢を聞かずや又古來勇士の殊功を戰場に樹て得たるは多くは死を決して所謂死を見るに猶歸へるか如しとの覺悟あるに由りたるあり死を決する者は則ち生く此道理は監獄の事にも適用せらるべきなり典獄にして首として囚人を畏怖するか如き氣色を顯はさんか必ずや囚人の乗する所とやらん典獄は神聖侵すべからずと自信し延ひて囚人にも此威容を懷かぬと肝要あり故に一ハツハ氏は訊問所等に於て官吏の席と囚人の座との間に高卑の懸隔を設け且手摺などを構ふるの慣例をも有害ありとして之を擯斥せり其説には是れ囚人をして已れを畏怖するに出つるやとの感覺を發せしめ頗る威嚴に關すべしと云へり之を要するに典獄は囚人全体を一呑に併呑するの氣概なかるべからず既に渠等を併呑すれば其れ將た能く何をか爲さん僕と雖吾身命を尊重すると決して他人に譲らず豈好て暴虎馮河の勇を弄するものからんや僕の言或は少く率直に過くるやは知らざれ共實際に於ては其斷して誤なきを確信

するものありや假に→歩を退きて護身の爲め兵器を要するものとかすも一校の腰間の秋水將た能く何をか爲さん寧ろ徳に勝つ暴なむと泰然動かさるに如かさるなり

又他の一方より觀察すれば典獄の身邊に對して兇器を擬するものありと言ふは今日の監獄を輕視するの甚しきものと謂ふべし秩序整然紀律儼然たる監獄に在ては決してあるまじき杞憂なり僕は從來とても我國に於て典獄の襲撃に遭ひたるの事あるを曾て耳にたもせざるなり

典獄躬自ら手を下して薄弱なる劍戟を揮はんよりは其手足たるへき看守を心の儘に使用するの方策を講じ其堅銳ある一致協同の方に倚らんを實に智者の道と謂ふべし

三世道漸く進んで(中略)人事益々多岐あり而して後冠婚喪祭の禮文武僧侶の官職に至るまで各其服裝を異にするに至る云々と典獄服制の相伴に冠婚葬祭迨引合に出たされたる敏腕に僕只感服の外おし僕とても典獄の裸体にて勤務をへしと言ふにあらす典獄の典獄相應の服裝を爲すへしと思考するなり典獄の規律の源威嚴の府あり故に不体裁ある服裝の最忌む

机本箱臥具一包、ラッゲは携へて轉寓するに足る一所需、知る主公の學生あるを唯だ一奇觀、予をして恍惚、辭あからしめたるものは机上堆積する監獄學の原書ありき、當時此處に此の志士を見、相知らるゝの榮を蒙りしは又紹介者が熱心の程も床敷隨喜の涙に噎ひしが、爾來予の山間に費して音も絶へしに、適ま岳洋小川先生の巡北に會し、舊を語れり最早一と昔、十年と云へり子供も成人にされる星霜……假令足下の北海の果てに閉居せらるゝ御身と申せ心へ通ふ千萬里、斯道の爲め充分に……どの獎勵、予も亦今ハ黙すべき時と思はず、筆不調法をも願みず先生に請ふて學會に入門し、爾來數千の罪囚を友とし、數十の出獄人を兄弟とし、聊か考究せし事跡につき、斯道のため之を公論、否か公論するハ學士識者に求むる處、予が本領ハ事の實驗せしものを繰述し敢て會員諸君の垂教を請へんとするにあり、さて眞魁に述べんとするものハ監獄改良の骨子あり、何をか骨子と云ふ、予ハ之を監獄官の元氣と答ふ、國に元氣あり、人に元氣あり、物其れ自身ハ本色を以て元氣とするにあらされハ、本色の果を結ぶ能ハざるハ職者を俟たずして知る、今や吾が監獄

へし日常フロックコロトを穿ち黒色山高帽子を冠するなどの注意あると勿論なるへし然れども是ハ今更辨する迄もなき談か人唯僕ハ平生勤務の際軍人風の制服を必要なりとするの説に同意するを得ざるのみ以上反對者の論旨の眼目と思惟する三点を抽出して要領を述べたりと信するを以て再び茲に贅言をさす

因に普漏士國にてハ典獄以下制服を着用するとを得べく薩撤國にてハ必も着用すへき制あり其他各國相同しからす此等諸國にてハ特別ある看守長かきを忘るへからす

●監獄改良ノ骨子

劍路シメチャ 原胤 昭

改良、改良、改良の歩や斯道に達し、今や監獄改良てふ一事の社會問題となりしは、予の深く慶賀し併せて先輩の刻苦を謝する處あり、予亦感あり、往年小野田元勲君を訪ひ斯道のため予が師事すべき人を求めしに氏ハ直に筆を誦へて其人を與へたり、予雀躍して之を小石川ある某の下宿屋に訪へり、觀る、

官の元氣ハ如何體のものか、予ハ之を正直なるものに問ふんとす、世に何ものか正直からん、子供こそ其胸の眞率を表すものあり、子供ハ母の寫眞てふ諺あり、予先年諸所の監獄を拜見に罷出てまどき某監獄官を其寓に訪ひしに、門前二三の兒童あり、一人竹片を腰し臂を張り、肩を怒らし眼を露出し、顰口大に口を開て曰く、看守、威張てど、是れ此の寫眞は誰の影か、予固より監獄官あるものが柔弱に昵近に乃至幫間的に囚徒を寛遇するを是とせず、宜しく勇猛威嚴の中に行刑すへきを知る、然ども看守威張ては未だ本影に非ざるべし、若し夫れ監獄官あるものが、本色の眞を以て元氣とし、至公至正に成人らしく行刑するを得るの日に至らざる間は、仮令良法善律輩出し、獄務百有餘件を三日間に、議了するの精勤を以てするども、行刑の目的を達するに遠からん、是れ予が獨り兒戯を仮つて酷評を下すに非らず實に其治下より出でし出獄人の感情之を露はすものあれハあり、請ふ一と度ハ御役人様の分限を離れ、彼れが味方とありて胸中を探り見よ、實に有するものは怨と憤りのみ、固道念に乏く悔あきの悪人かれは、教化によらずしては恭須に服罪せざることを必

然、然とも彼亦是非を辨へるものなれば、行悪の罪たる行刑の當然あるを知る、故に彼れは行刑せらるゝを怨むに非らず、若役せらるゝを憤るに非らず、只た之を執行する所遇所作に向て怨むるを憤るをり出獄人が太く監獄を忌むは、監獄の所以にあらずして監獄官其物に附着する所謂獄丁根性を嫌ふにあり或出獄人曰へるとあり、斯く自由の身とかりし上の私石に冠り附ても且那方(監獄官を指す)の仕事を致したくありません、と其居を共にするさへ忌むの意を表はせり、又一の年老ひたる出獄人あり、予が家庭に起居せし時、予に忠告して曰く、主公貴下の子供衆は、譯て看守、いか看守長にもなざりますなと予取て問ふ、是れ行政官吏の一のみ、豈に之を忌むの所以あらんや、と彼又曰く、否看守はと殘忍ものは有ません、成程あれも官吏ですが、全体何故して斯かに小意地の悪い者ばかり看守になりますだろ、然でも新拜命に一年の尋常の氣風ですが直に意地か悪くなります、と

此の會話、短かりと雖も大に實狀を驗るに足るわらん、實に彼輩に與へし感覺の、獨り行刑者に對する私怨私憤に止まらず、布て公刑の効力を殺き、刑

に對する社交上の概念を全失し、反つて長時間の體屈を伸べんと、自暴自棄に陥るものある、予の堅く認る處あれども、秃筆の之を盡す能はず、あゝ吾人苟も斯道を講じ、改良の効を世に奏せんとするに於て、尤も早く此の障害物、即ち獄丁性を削除する、斯道の爲め例の緊急問題ならん乎、

● 刑事訴訟法第五十九條第二項の場合に在ての司法警察官に於て被告

人訊問檢證處分を爲し得ずとせる誤解なり、 在群馬 老川生

刑事訴訟法第五十九條又第六十一條の場合に於て被告人を受取たる司法警察官之が訊問及檢證等をあして檢事に送付するは敢て違法と云ふへから論者曰日本臣民は法律に依るにあらすして逮捕監禁審問處罰を受けることかとは我憲法第二十三條の明示する所なり今刑事訴訟法第五十九條第二項を見るに曰其被告人を受取たる司法警察官は其逮捕及告發に付ての調書を作るべしとあり此法條に依るときは被告人を受取たる司法警察官は其逮捕告發に付ての事由顛末を取調れば以て足れり被告人を訊問し檢證

處分をなすが如きの法條の規定外に出で憲法に抵觸するものなりと一應其理由あるに似たり思ふに論者は憲法の條規を空にするの餘遂に刑事訴訟法を死讀したるものと爲さるを得ず論者の訴訟法第四十七條を如何に見解せしか檢事に許したる豫審處分を司法警察官も亦假に爲すことを得べき規定は抑も如何なる場合に適用すべきか現行犯にあらざれば適用するの場合なきは言を俛さるべし然は其現行犯の場合に如何と云ふに之を訴訟法第三編第一章中第二節の各條に求むるの外なし而て同編第三章中第八節の各條に於て之が豫審手續を規定しあるは蓋し治罪上の順序に於ても亦然るを以てあり

者の僻見を以てすれば法の運用上即ち斯の如き結果を見んとす法の精神もとより斯の如きものにあらす蓋之を廻りて尋究すれば第五十九條は第三編第一章捜査の一部に屬する手續にして第四百四十七條は同編第三章豫審の一部に屬する手續なり捜査あつて而て後豫審あり未だ聞かず豫審を先にして捜査を後にし又の捜査と豫審と全く相分れて別々なる手續を爲して治罪上利益ありと云ふことを左れば司法警察官自ら被告人を逮捕したると又の他より受取たるとに拘らず其必要とするときハ被告人を訊問し又ハ檢證を爲す等假豫審處分を爲すを得べきハ勿論あり豈憲法に抵觸するものならんや

法令註解

● 豫戒令詳釋 (承前)

法學士 岡喜七郎

然るに論者は第五十九條の二項は第四百四十七條と適用上全く相關連し得へからざるもの、如く見解し其被告人を受取たる司法警察官は逮捕告發の調書を作るの外何事も爲し能はざるもの、如く思惟せるは誤謬も亦甚しと謂ふへし若し論者の如く第三章二節中の各條に被告人訊問又は檢證を爲すことの明文なきを以て之をなすこと能はずとせば同節中には檢事へ送付すべき手續の規定もなきを以て司法警察官は其取押又は受取たる被告人の處置に困らざるを得ず論

第三條 豫戒命令を受けたる者其現住居を轉するときは轉居の前二十四時間内に其旨を舊住居の所轄警

署に届出て轉居の後二十四時間内に其旨を新住居の所轄警察署に届出づべし

本條の豫戒命令を受けたるものを監督するの必要より所轄警察署をして其行狀を視察せしむる精神に出でしものあり余輩の前に既に詳論せるが如く豫戒命令の若し其命に背ひて行爲を慎まざるに於ては禁罰に處せらるゝものあると告知せしむるの所分に過ぎざるを以て命令を受けしものにして尙其言行を更めざる前日の如くんば之を所罰するに非ざるより金玉の法條ある豫戒命令も亦無効の法文に過ぎざるべし又一方に於て其所轄警察官たるもの職務上斯る徒輩の行爲を視察監督して能く命令を遵守するや否や正當の職業を求めて之に従事せるや否やを觀常に善良の行爲に導くことを爲さずんば如何なる完全無缺なる法條の存するありと雖其行政警察の要旨目的

の方法に出でしと雖此等徒輩の多し其粗暴なる言論行爲に慣るゝものあり輕少なる禁罰の刑を甘んずるものあり従て命令に違反するもの蓋し少なきにあらざるべし此を以て所轄警察署の職として此徒輩の行爲に注目せざるべからず日常の言行を詳知せざるべからず又職として命令者に報告するの義務を有するものなり此の故に舊警察署の新警察署に命令を受けし日以降の行狀を報道せざるべからず又或行爲に向ては特段の注意を促さるべからざる事あるべし之れ其現住居所管警察署に届出を爲さしむる所以なり且つ夫れ此徒輩の轉住するに當ては本人に于する一切の事務引渡を爲さるべからず又相當の警戒觀察に従事せざるべからず此を以て其届出を轉居前二十四時間内に爲さしむる者にして又猥りに轉住するの弊を拒す所以のものなり

第四條 豫戒命令を受けたるより三

法令註解

を達することを得ざるべきなり此故に本令第三條の豫戒命令を受けたるものにして轉居せんとする時現住居及新住居所轄警察署に届出を爲さしめて以て其所轄警察官の監督に屬せしむる所以なり然れば即ち其舊住居の所轄警察署に轉居の届出を爲さしむるの如何なる理由に基くものあるか既に新住居所轄警察署に届出を爲せば之を管理するの警官あり警察署ありて以て行政警察の主旨貫徹し得らるべきにわらずや又何故に二十四時間の短時間に届出の必要ありや以上は蓋し通常起るべき疑問にして之が説明を爲すに強ち蛇足に失するものにわらずと信するを以て左に簡單に之が辨明の勞を採らん

夫れ豫戒命令を受けたるもの通常一般人民と同等ある地位にあるものに非ず既に行政處分を受けしと雖ども以て社會の危険に去て皆無に歸せしと云ふべからず此故に警察罰則を設けて自ら謹慎改悟せしむ

年以内の其命令又は第三條の規定に違反したる者は左の區別に従ひ之を處罰す

- 第二條第一号の違反者は三日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九十五錢以下の料料に處す
- 第二條第二号の違反者は十一日以上二月以下の重禁錮に處す
- 第二條第三号の違反者は一月以上四月以下の重禁錮に處す其所犯官吏又は公吏の職務に對する罰金は一等を加ふ
- 第二條第四号の違反者は二月以上六月以下の重禁錮又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す
- 第三條の違反者は二圓以上二十

圓以下の罰金に處す

本條は豫戒命令を受けたるもの、或期限内に於て其命令に違反するもの及び本令第三條所轄警察署に届出を爲すべきに之に違反せるものを處罰する刑の適用を規定せるものなり余輩は既に前に豫戒命令に違反せるものに行政罰則の伴はざる可からざる理由及び法理を説明せるを以て今茲に反覆詳述するの必要を見ず只本條に於ては第三條の規定に違反せるものを處罰するの所以を略述せんと欲す余輩の常に唱道する如く凡そ命令は之に伴ふの制裁あるべからず制裁なき命令は之を遵奉するの箝束力なきが故に其効力を奏することなし本令第三條は豫戒命令を受けたる者に現住居及新住居の所轄警察署に一定の期限内に届出を爲さざれば自由に移住することを許さざる警察命令あり換言せば轉居の場合に於ては其所轄警察署に或期限内に必ず届出を爲すべきことを命ぜ

るものなり既に命令あり違反者に被らしむる惡報なからざるべからず之れ本令第四條の規定ある所以あり
 本條の詳譯を試むるに當りて一つの研究すべき問題あり曰く何故に三年以内に限り命令又は第三條の規定に違反したる者を處罰するや之の換言せば三年を経過せば假令豫戒命令を受くべき行為あるも又本令第三條の規定に違反するも處罰さるゝと云きや否やの問題之あり
 抑も國家は好んで吾人臣民の自由を制限せんとするものに非ず又好んで必要な制限を永く社會に維持せんと欲するものに非ざるなり警察命令に至ては特に然りとすこの故に本令第一條に規定せるものに豫じめ其行為を慎むべしとの命令を下だし既に三年の久しきに渉るの間斯る行為を再三すると云くは其命令を與へざるの以前に溯りて豫戒命令を受くる

が如き行為を爲さざれば同一の地位に立たしむるものなり此を以て三年の間に於て其命令に背くものには之を處罰して命令の効果を保たしめ三年の間に毫も其命令に背くことなきものをば國家の最早處罰するの制限を掲ぐの必要を感ぜざるものなりとせるものなり第三條の規定に違反するものを(三年内に)處罰するも亦蓋し全一の理由に外ならざるあり之れ國家の三年と云ふ日月間斯る命令及規定に服せしむる時の改悛の情を發し正業に従事勸勵して善良なる人民と化し得らるべき推測を爲せるの結果なりと云はざるべからず又果してかゝる徒輩にして眞心改悟命令規則を遵守するものに向て永く其自由を制限するの法則を保存するの必要を感せざるか故かり換言せば三ヶ年の間に於て命令規則に違反するとなくんば善良なる人民と見做して豫戒命令の解除を與ふるものなりと信ず然りと雖共余輩の此見解

を理論的に反駁して三ヶ年を経過せば所謂又無制限なる自由を得たるものなりとの妄想に陥る可からず三ヶ年を経過せば命令及規定に違反するも處罰を受くると云ふことの認見に陥るべからず要するに本令第四條の三ヶ年間に命令及規定に違反するものハ左の處罰に附すると雖共三ヶ年間改悛して命令及規定に服従せるものハ再び豫戒命令を受くるが如き行為處行ハなさざる者と認めたる立法の旨趣に外ならざるなり此故に其既に三ヶ年を経過するの後又本令第一條に掲ぐるが如き行為を爲すもの則ち豫戒命令に違反するが如き行為を爲すものあれバ本令第四條の規定なる處罰を被らざるも又重ねて豫戒命令を下して社會公共の安寧秩序を維持することを得るものなり換言せば豫戒命令を受けたるもの三ヶ年間其行為を慎む時の既に之を處罰するの必要を認めずと雖共かゝる行為を再三するに於てハ又豫戒命令を爲し

て其行爲を箝制する所以のものなり故に本令第四條三年以内云々の規定ハ其行爲を改め其品行を脩むる者に向てハ大なる獎勵の法たるべく其行爲を再三して以て暴行止むなきの徒に向てハ敢て寛恕する處ありし法令の周到なる精神余輩の稱賛して止まざる豈に夫れ偶然ならんや

以上を以て余輩ハ本令第四條の註釋を了りしり而して其罰則の定むる區別に至てハ茲に註釋を爲すを要せず又別に註釋を爲す事なし只其中に就きて其所犯官吏又は公吏の職務に對するときは一等を加重すとの規定につき一言其然る所以を辨明せんとす此規定は第二條第三項の財物強請不當要求或は他人の進退意見を變更せしむるとか其他他人の業務行爲を妨害せんとする等の行爲を爲すべからざる命令にして固より此命令の中に於ては其一人に對てならず官吏公吏に對て爲す場合とを區別せるものに非ず然れどなり、法令は警察に於て警察交渉の事項は月に新に年に増し人智は開進して權義の發達日に其度を進め從て警察事務に繁雜を來たすは數の免れざる所あり此際於て巡查を採用する特に其撰を慎しませんべあるべからず勿論之を採用するには體格の檢査を爲し學藝の試験を遂げ其成績の合格する者より撰拔して採用することおれは採用上に付ては毫も違算おかるべしと雖試験と撰擇とは大に異なるものなれば其撰擇上の注意に關し二三の要件を示さんと欲す而して此要件たる獨採用者の注意たるに止むらす巡查諸氏に於ても之を服膺して可あり

此の命令に違犯せるものに向ては其私人たるも官吏公吏たるもに於て輕重簡嚴の別を立つるは固より至當の事にして又刑法其他命令罰則と權衡を保つ所以のものなり夫れ官吏公吏の業務に於て其公務に屬する所のものは國家公共の事業なり社會全体安危の存する所のものなり然るに暴行脅迫其他陰險ある手段を以て其公務の執行を妨害するは即ち之れ國家を亂るの行爲なり即ち之れ社會を破るの行爲なり獨り一人の權利消長の關する所のものに非るかり此の故に之に被らしむる惡報も又從て加重せらざるべからず之れ本條に於て之れが規定を措く所以にして又刑罰の目的に具ふるものと信するなり。(未完)

● 巡查採用規則註解 (承前)

警察の制度は著々歩を進めて其面目を新にし舊來の集權は既に其跡を絶ち分權主義に變し單獨責任の法

き決心ある者かゝるを要す

第四警察事務に服して誠實に能く其本分を盡して他を顧みることおきを要す

第五學藝試験に及第したるのみを以て足れりせず法律命令規則等を適當に解讀し實地執行上適用に差支へざる能力を有する者かゝるを要す

第六精神活潑にして判斷力に富み事に當て狐疑するの行爲なき者なるを要す

第七飲酒及聲色を好まざる者なるを要す

前掲數項は巡查の上乗なる者を撰ぶの冀望にして全國二万六千余の巡查をもて悉く此の標準に當らしむることハ到底爲し能はざるも此の各項を正鵠として目的を定め其方針に向て進むときは大に從來の面目を一新することを得べきなり

軍人は軍紀風紀に於て嚴格たる監督の下に立ち嚴正なる規律に服するの慣習を養成し順良強忍の性行お

第一人と爲り輕躁浮薄ならず事に當て慎重勤勦なるを要す

第二性質順良着實にして忍耐力に富み且規律を守ること嚴肅なるを要す

第三警察を以て終身の職務とし他に求むることお

ること常人に越へたるを以て巡査の職に任ずるには最良至善適當なるべきを以て巡査志願者を得るには可成陸軍現役満期の下士兵卒より來らんことを務め且此の志願者は力めて採用するの方針を執るを要す然れども軍務と警務とは或る点に於ては相似たる所あれども大体に於て甚異なる所あれば其爲人教育の度在營中の行狀等を調査して採用規則の範圍に外れず且前掲數項の點に適合する者を採用するの目的を脱せざることに注意すへきかり

又特別技能を要する職務に従事する巡査即ち専ら犯罪の探偵に従事する巡査の如きは學術技藝の試験のみを以て採用するときの或は適當の人物を得ざるも知るへからず若し採用規則の規定を踐て採用したる者にして特別事務に適當なる人物を得るときは論を待たされども此規定に従ひたる者にして適當なる人物を得ざる場合に於ては宜しく特別の採用法

其方法とは他にあらず停泊の舟中に於ては第七條第九條の法に従ひ相當の敬禮を行ふは勿論なれども進行中に在ては各自其掌る所の業務あり爲めに一定の禮式を行ふこと能はず故に便宜に由り左の方法を執るを可とす

一 漕行中は最敬禮なれば櫓擡を休め進行を停め一齊に立て行禮すること、又敬禮なれば櫓を操る者は依然休手することなく其の他の者のみ立て行禮すること擡にて數人連漕するときには花手一人踞坐の儘姿勢を正し擡手注目目の禮を施し擡擡者は單に受禮者に注目するに止む

二 帆行中の最敬禮なれば一旦帆を卸け進行を止め一齊に立て行禮し受禮者の經過するを待て再揚帆進行すへし、又敬禮なれば帆を卸くるよどなく花手の唯受禮者に注目するに止め他の業務に従事せざる者のみ行禮すること

法令註解

に從て任用すへき道を開くは最も緊要なる事と思料す (完)

●警察禮式註解

(承前)

以上既に本則の各條項に對する註解を終了せり尙ほ茲に本則に缺漏せるものに就て參考に供せんと欲するものあり何そや水上警察に従事する者の舟中に於ける敬禮是れあり最敬禮及敬禮の方法は第八條第九條に據るとするも敬禮を行ふ場合に於て他の諸條の規定に従ふこと能はざるものあり則ち櫓擡を以て漕き行く場合帆を揚げて進行する場合等に於ける敬禮とす此場合に於ては陸上の如く巡査に在ては歩を停めて敬禮するの法を執るに適せず況や採漕に従事し櫓を執る者に於てをや故に記者は其筋の意向の在る所を叩き之れが爲めに行禮の方法を一定することとせり

三 前二項の場合に於て風波劇甚にして舟中立つこと能はざるときは踞坐の儘姿勢を正し相當の敬禮を行ふへし

數人連漕の場合に於て敬禮を行ふに當り若し舟中に業務に従事せざる者あるときは相當の敬禮を行ふは勿論なれども立禮の爲めに進行の妨害となるときは便宜踞坐の儘姿勢を正し行禮するも妨げかし水上警察の巡査にして舟中帶劍せざるときは行禮の際左手を垂下すへし (完)

●火藥取締規則註解

(承前)

第四條 管轄廳東京府に於て火藥の検査を必要と認むる時は營業者たるを

否とを問はず警察官をして之を検査せしむることある可し

火藥類の検査とは火藥劇發火藥の貯藏の數量其種類

等を検査するを云ふ其検査の必要なる場合は國家有事の日に於けるハ勿論兎徒燭聚及其兆候ある時人民の平和を破り干戈を動かさんとするの兆候ある時其他不穩の説ありて禍害の漸く生起せんとするの兆を見る時の如き民間に危害品あるは擾乱を助成するの虞なき能はず故に此の場合に於ては警察官をして火藥類の種類及數量を検査せしめ以て豫め不虞に備へざるへからす而し其検査を行ふは獨り營業者のみに限らず汎く人民の全般に涉らざるへからす危害の虞あるは營業者よりは寧ろ他の人民に在り是れ則ち營業者たるは否とを問はずとある所以なり

此條を設けたるは或る必要の場合に於て民間貯藏の火藥類の種類數量を知らんと欲するに當り検査するの規定なきときは單に警察権のみの執行を以て限に人民の家屋に立入り之を検査することを得ず縱し之を検査するは警察の無上權を以て如何にもして検査

を遂ぐることを得へしとするも若し彼れに於て其検査を拒むときは強制手段を行ふの外其目的を達することを得ず而して若し強制手段にして適正を缺くときは却て人民の爲めに警察權を挫擯せらるゝの都合を生せん是れ則ち本條を設け豫め拒絶の辭詞を防きたるなり本條ありて人民此の検査を妨碍し若くは官吏の執行に抵抗するあれば之を處罰し尙ほ適正なる強制執行を爲すことを得へきなり

營業者にあらざる者の貯藏する火藥類を検査するは辭讓を擾乱すへき兆候の生せしむべきに於て行ふこと多きは言を俟たされども營業者の貯藏する火藥類の検査は常に注意して一ヶ月一回二回の検査を行はしむるを可とす營業者なれば賣買急忙にして其貯藏の數量制限に超過するの虞なきこと能はず故に警察官は時々火藥庫倉庫等に就き實地の検査を行ひ取締の嚴重なることに注意あるべし

第五條 戦時若くハ事變に際してハ陸軍卿海軍卿ハ火藥類の拂下げを停止

し内務卿ハ其賣買運搬を停止することある可し

戦時とは外患若くは内訌あるハ當り開戦を公布し若くは征討を發令したる時を云ひ事變とは燭聚又ハ國事犯者の發生して國家の靜謐を害せし場合を云ふ事變なる語にハ天變地異の事柄ハ含蓄し居らす總て人事の發作に因て生ずるものなりとす

本條中三箇の卿字あり本則制定の當時ハ官制に大臣なるものなく各省の長官を卿と云ひたるを以て斯く陸軍卿内務卿等の稱ありしも今ハ各省の長官を總て大臣と稱することになりしを以て卿の字ハ大臣の二字に換へ陸軍大臣海軍大臣内務大臣として見るべきものとす斯くの如き例ハ往々之れあることにして惟むむに足らず

本條ハ前條よりハ一層適切に取締を要する場合にして禍害の兆ハ既に顯出し來て危險の物品ハ民間に散布すへからざるべきたるを以て陸軍省海軍省に於て第三條規定の拂下を爲さす又内務省に於てハ國家の治安を保持する爲めに民間に於ける火藥類の賣買及其運搬を差止るなり是れ一時已むを得ざる權道より出づるものなれハ禁止すと云ひずして停止と云へり而し又必ず之を停止するにあらざるを以て停止することある可しと云へり即ち各省の認定を以て之を制すること定められたるを見るべし

第六條 火藥類ハ官許ヲ得ルニ非サレ

ハ日出前日没後ニ於テ賣買運搬其他荷造等ヲ爲ス可ラス

火藥及劇發火藥ハ最も引火し易き物質なり之れに火を近くハ其危險なりとす故に夜間之を取扱ふことを禁したり其日出前日没後とあるハ即ち夜間の意義

にして之を夜間とせざるの夜間なる語に定義なし
 何時より何時までを以て夜間となすへきや實際取締
 上に於て認定上の確然たるものを缺く故に日出前日
 没後とせり然れども此れにも尙は時限の確然たるも
 のなく或は官吏と人民との間に於て齟齬を生ずるこ
 となきや否を疑ふものあり何となれは山間の日早く
 没して餘光久しく照らし又雲霧の日日出日没の證
 左を得るに難きを以てなり此說理なきにあらざれど
 も日出日没を定むるに目撃を以てするの不可なり宜
 しく曆本に従ふへし曆本の明かに日出日没を記載せ
 り其時刻の経度の位置に因て異れども其運速の曆本
 の初に表記されたるを以て之を推考すれは各地の大
 体を知領すへし故に人民に於ても其土地の日出時日
 没時を辨知し此時刻前若くは時刻後に於て賣買運搬
 荷造等の必要あるとき其事由を警察署若くは分署
 に申出て其許可を得て之を爲すへし否されは本條違

所轄警察署に届出可しとあり之を分署に届出づるこ
 とを得ざるや明白なり法文の明規する所の疑を存
 するものなきに似たり然れども實際に當り人民の便
 否を考量するに於て豈に此に疑なきを得んや分署は
 總て警察署と同一の権限に於て事務を取扱ふことゝ
 なれり人民より差出す營業上の願届其他諸般の取締
 に於て警察署に與へられたる處分權は分署にも亦之
 を行ふ而して火藥類の取締に付き獨り分署に於て之
 を取扱ふことを得ず必ず警察署に於てせざるを得ず
 とせば人民の不便果して如何そや是に於て本則發布
 の當時古物商取締條例質屋取締條例中警察署とある
 に分署も包含するや否の問題起りしに分署も之れに
 包含すと決定せし例に倣ひ本則中にある警察署にも
 分署を包含するや否の疑案を生ぜり然るに元來火藥
 類の取扱は危険なるを以て従前は一地方僅かに三人
 の營業者に限りしものを十五人の營業者とし管轄廳

反として罰せらるへし

第二章 賣 買

第七條 營業者の毎月買受けたる火藥
 類の種類數量を記し證書あれば之を添へ翌月十日
 迄に所轄警察署に届出可し

本則中最も錯雜し易く最も込み入りたるものは第二
 章賣買の條項とす本條は其第首位に在り然れども本
 條は唯營業者に向て其買受けたるものを届出さしむ
 るの義務を負はしたるに過ぎず
 毎月買受けたるものは陸軍海軍兩省より拂下を受けた
 るもの、營業者より買受けたるもの、非營業者より
 買受けたるもの、官許を得て外國人より買受けたる
 もの等を云ふ、細註の證書あれば之を添へとあるは
 次の第八條に規定されたる非營業者より買受けたる
 ときに要する賣渡證書を云ふ

に於て取扱ひたるを警察署とせしは餘程の寛典を行
 ふたる成法なるに今警察署とある中に分署も包含す
 るものとし警察署分署に於て取扱ふことゝせば支離
 錯綜竟に拾收すへからざるの不取締に陥らん故に火
 藥取締規則中にある警察署には分署を包含せざるこ
 とを決定すへしとの議勝を制し警察署とあるは純正
 の警察署と限られたり數年來此決定に従ひ一切分署
 の取扱を許さず明文通りに施行せしに斯くては人民
 の不便渺ならずと某地方にては分署に於ても之を
 取扱ふことにせんと主務省に稟議したることあり夫
 れかあらぬか明治廿三年十一月に至り
火藥類賣買許可取扱の儀の警察署に限
り候處自今分署に於ても取扱不苦旨被
決候
 どの通知を發し警察署に限りたるを分署に於て取扱
 ふことを許されたり唯純然之を許されたるにあらず

して賣買に關することを限りたるは火藥取扱を鄭重にせしものなり其賣買許可取扱とあるからは本條の届出は如何と云ふに是れ亦差支へなかるべし何と云ふれば單に賣買許可取扱とあれども本條は買受の届出されは無論分署に於て取扱ふものたるや疑なきなり若し此取扱を分署に委するものにあらずとすれば買買の許可のみ分署に與へ其取締に屬する届出は許可に關係なき警察署に於て取調を爲すの不都合を生ずるに至るべし故に本條警察署とある内には分署も包含し居るものとして可なり

第八條 營業者に非をして所有の火藥類を賣らんとする者は營業者に之を賣渡す可し營業者は其賣渡證書を取らざり置く可し

火藥類賣買營業者にあらざる者にして其所有の火藥類を賣拂はんとするときは必ず營業者に賣拂はざる

へからす他の需用者に直接に賣渡すことを禁む以て火藥類の貯藏數量を明知するの一方使とせり此規定は火藥類の散乱を防ぎ危險を防制するに備へたるものなり蓋人民相互の間自由に賣買受授を爲さしむるときは甲乙輾轉して其所在を詳にすること能はず事變に際して之れが取締上に十分からざるものあり又之を自由賣買に委するときは第十條の買入の制限は無益のものも爲りて取締の途立たざるなり故に非營業者の所有の火藥類を賣拂はんとするには先づ之を火藥營業者に賣ることとし以て民間火藥の所在を明らかならしめ且非營業者に於て火藥類を買入るゝには第十條の制限に従はしむるの外他に其途なからしめ以て取締を嚴密ならしめたるなり

第九條 營業者は銃砲用又は坑業土工烟火其他職業用に限り火藥類を賣渡す可きものとす但十六歳未満若しくは

白痴瘋癲の者には之を賣渡すことを許さず

本條は營業者に向て賣渡に對する義務を負はせたるものにして而かも亦需用者に向て需用の目的を定めしむるものなりとす其但書ハ需用の如何に係らず總て之れに賣ることを禁したり此の禁止ハ絶對的禁止にして如何なる事情あるも之を許さざるなり尤も營業者相互の間に於けるものハ本條制限の外に在るものどす營業者どハ何をや則ち火藥類賣買營業者は是れなり此營業者に未成年者殊に十六歳未満の少年若くハ白痴瘋癲者のあるへき管なしと疑ふものなきにあらず素より普通の狀態に於て之れなき管かれども場合にによりてハ大に然らざるものあり蓋營業者新に營業の許可を得るにハ十分に精査を遂げ其不都合なきものに限り之を許可すれども亡父の相續に因て營業を爲すものに對してハ如何ともすること能はざ

るものありて若し之れハ相續營業を拒んか忽ち糊口生計の途を失ふへし故に第二條に於ても營業者の資格を規定せざるなり既に營業者資格に規定なき以上の十六歳未満の者白痴若くハ瘋癲の者にして營業者となるも測るへからす尤も事實に照らして白痴瘋癲の者ハ往々なきにあらず既に十六歳未満の者營業主となる以上ハ他の營業者より買入を爲すへきの復疑を要せざるなり此場合に於て若し本條の制限あるを以て賣渡すこと能はずとすれハ營業者たるの權利ハ自然消滅するか如き不都合を見るに至らん

營業者相互の間に於ける賣買に關してハ本則中一も規定する所なし之を消極的に論ずれハ營業者に於て他の營業者より火藥類を買入れ若くハ他の營業者に賣渡す場合に於てハ都て第九條第十條の規定に従ふへきか如くなれども既に免許を受けたる營業者にし

て又更に本則の手續を履行せしむべき必要なく彼れが自由に任して可なり主務局に於ける先例を聞くに營業者相互の間に於ける賣買の第九條第十條に含蓄せすと云へり理に於て當に然るべきあり (未完)

雜報

●對等條約國の暴行者我檢事局に送らる

横濱居留地百六番館西班牙國入方に止宿する墨西哥新條約國人シヨルシ、ヒーオレンシなるもの去月廿三日同館にて酩酊の上暴行をなしたるを以て館主は大に怒り同人を我警察官に引渡し一應取調の上對等條約國人の故を以て横濱地方裁判所檢事局へ送致せし由是れは去る明治廿二年七月十八日を以て宣布せられたる帝國と墨西哥國と締結せられたる修好通商條約第八條に

日本國又は其領海に來る墨西哥合衆國の人民及び船舶は日本國又は其領海に在る間は墨西哥合衆國及び其領海に到る日本皇帝陛下の臣民及び船舶か

病氣全快後答ふべき旨代人をして言はしめ、第五番太田重助氏は代言人島田棟茂氏の支關番となれり依て食ふに困らず、第六番三宅銳太郎氏は某事オツペケペーを思付き俳優と相成りて候、第七番鈴木唯美氏は小間物店を出さんとて目下其支度中なりと答へたり警官は一々之を聴取り何れ實檢の上生活立たすと認めし時は相當の處分に及ぶべき旨を達したりと

●競争入札の不便

競争入札に就ては随分不便利との不平を聞くところから殊に保證金を納るの手續と二年以上該營業に従事するものとの制限あるか爲めに時に或は適當なる入札者を欲き己ひとを得ず隨意契約に由り購買するの實例地方に乏しからず然るに需要者たる官廳の爲めに最不利なる一事あり則ち競争入札に付するときはは少くとも二週間廣告を爲すべきと是れなり監獄にありて需要する第一の物品ハ米麥にして時價の一昂一低の最も甚しきと此二品の右に出づるハかければ偶々時機を見計ひ價格の低落せるに乗じて購買せんとすれば二週間の内に著しき騰貴を來し思ふハ高買せざるべからざるもあり監獄に於ては囚徒の

墨西哥國の法律及び其裁判管轄に服従すると同様日本國の法律を遵奉し且つ其裁判管轄に服従すべきものとす
とあるにより墨西哥人は我か裁判權の下にあるに因りたるものにて對等條約國人か我か檢事局に送致せられたるは實に之を以て嚆矢となす然るに其後聞く所に據れば右は犯罪として訴訟を提起する程のことにもかく檢事に於て公訟を放棄せられたりと云ふ

●甲府市警察署と豫戒令を受けし者

この標題を以て四月二十二日の東京新報に掲載せる一項は中々に面白ければ左に抄録して讀者の笑覽に供す
山梨縣にて三月以内に就業すべき旨の豫戒命令を受けし者共は去る二十日甲府市警察署に召喚の上一々尋問されしが流石豫戒命令を受くるだけの壯士、其答ふる所又奇又妙、今之を記さんに第一番三田村玄龍氏は拙者は又新社の大使を拜命せり前途永く就業する積りなり、第二番宮雨猪作氏は米國法律學士高橋親義氏と共に法律雜誌を發行し之を以て職業とす、第三番小林仙吉氏は余は從來芙蓉孝てふ雜誌に従事せり、第四番内藤藤十郎氏は

食料の如き必需品ハ一日片時もかくてかまらぬに付其場に至れば如何に不廉あるも忍んで購入せざるべからず然りとて一時に一年間の需要高を纏めて購入するにもおろす時としてハ日増しに價格の昇騰するを眼前に見て一日延れハ一日丈の不利あるを知りつゝ手を束ねて二週間の経過するを待つとあり故に二週間の制限せめて五日位に減縮せられたし云々と或る實際家の物語なり

●東京彌生會に於ける醫務月報

東京彌生會は警視廳醫務局員、東京地方裁判所醫務委員、監獄醫員、本所病院醫員、巢鴨病院醫員、郡區警視廳屬託醫及驅煤院醫員を以て組織し其目的は裁判醫事、警察醫事、消毒防逸法、監獄衛生、傳染病者取扱方法、瘋癲人取扱方法、衛生警察、獸畜警察、公衆衛生自己衛生等に關する事項を討論談話し醫事及衛生に關する法令の普及を補佐し交互の知識を交換する目的にして發會以來已に六十年に涉り基礎強固とありしも是か機關とすべき雜誌の發行かきを以て本年四月の常會を以て彌生會醫務月報を發行し會員に願つこととなり其第一號を本會に寄せらる記事は會報、特報、寄書、雜報等にして警察、監獄醫たる諸氏は勿

論荷も警察に従事せらるゝ諸君には有益なる雜誌なり然れども其目的廣く發賣するものに非ざるを以て該會員の紹介を以本會幹事に申込む時は准會員として一部金拾貳錢を以て配布せらるべし又本會特別寄書家たる警視廳警察醫石川清忠君は該會幹事なるを以て若本誌を冀望せらるゝ諸君は本會より石川君に紹介の勞を取るへし

●大日本監獄教誨通信所

近府縣教誨諸氏の決議に因り見出しの如き通信所を東京に設置せられ評議員の一人ある多田教誨師専ら其責任に當り總務を處理せらる又本所の趣意書並に規則書等は追て報道することあるべし(廣告參觀)

●教誨師會議に就て

本誌前號に報道したる教誨師會議決議の事項及び該會に於て特に演說せられたる清浦奎吾君外數氏の演說筆記の全部は通信所主任多田氏の手許に於て編纂し活版刷となし其向々へ配布せらるへしと聞く尙刷出の上は之れを抄録して本誌に掲載するとあるへし

●拾得郵便切手類處分の件伺及指令

本年四月二十三日附を以て岩手縣より逕信省へ昨年六月北海道廳の伺に係る拾得郵便切手及漏書満期失

の殺害「ケーリ、ユー、ア、セ、ア、シ、ユ、ニ、ニ」に爆發物暴用に關する議事梗概其他一二の要報を記したれば左に之を抄譯す

セーヌ州の代議士エミール、フェリーは爆發物の破烈に由り個人に屬する不動産を被らしめたる損害を國家の負擔に歸すへしとの一議案を提起し其緊急議を請求したり内閣議長ルーベールは之に答へ且つ同法案を賛成する事を政府の名義にて拒絶し緊急議の請求ハ賛成者少數にて竟に排斥せられたり

カミール、ドレイヒューの爆烈藥製造の專賣權を政府に復すへしとの議案を提出せんとする旨を議院に報告せり

代議院の刑法第四百三十五條を修正し爆發物を用ひて大建築物等を毀壞したるに因り有罪と認められたる者を死刑に處するの法案を討論なく可決せり而して法案中に犯罪者を裁判所に引渡すべき罪狀を告發したる者の法律に定めたる刑に處せず縱令告發者の共謀者たりとも重罪を犯すの前に官衙に告げたる時亦同じとの一項を加へたり

元老院の爆發物暴用者を死刑に處するの法案を可

効官沒せしもの處分方の指令には不取締之なき様燒却の上其員數届出つへき旨同年八月七日の官報に掲載あるも右は郵便條例第三十六條第三十七條に據り所持人に於て相當手續を履むときは一等郵便電信局及一等郵便局に於ては買戻さるべきは勿論にして該兩條の所持人とは官署にも適用し得るものなるやの伺に對し同月二十九日便郵條例第三十六條及第三十七條は官署も包含すると雖とも官沒處分に係る切手類は右兩條に據り買戻す限にあらすと指令せり

●警察分署移轉

廣嶋縣加茂郡竹原警察署廣分署を同郡内海村に移し内海分署と稱し其管轄區域を改正せらる

●警察官署等現在數

北海道に於ける昨二十四年十二月三十一日現在の警察官署は警察部一、巡查教習所同支所各々一、警察署十六、分署六十八、巡查派出所二十四、巡查駐在所七十九にして警察官吏は警部長一人、警部三十六人、巡查四百六十四人、内二十人巡查雇員六人なり

●佛蘭西爆發物暴用事件要報

爆發物暴用者處刑法案に關しては去月二十三日及二十八日の本欄内に掲載する所ありしか同月九日刊行

決したり

無政府黨禁絶の爲政府の決定したる處分の結果として巴里府内に於ける無政府黨の重立ちたる者三十六人の二十四時間内に巴里を退去すへしと嚴命したる放逐令を受けたり右の内二十人の伊太利人五人の獨逸人、二人の澳地利人、五人の白耳義人なり此等の人人の現に重罪を犯したるにあらざるに之に對して放逐の令を下したるハ兇暴の所爲を防禦するかためのみ蓋し彼輩ハ佛國の無政府黨と密接の關係あるか故に之を國內より逐斥すれの危険掛かるへしとの考案より此舉に出でたるものあり

外務卿リボーハ人談話中政府の爆發物の乱害罪に對して特別の豫防を爲さず唯許多の番兵をして外務省及代議院を護衛せしむるを以て満足したりと公言せり(以上三月二十八日及三十一日巴里發電報)

(以上四件官報抄録)

●囚人の逃走を防制する一段なる乎

囚人は逃走し得る時機若くは間隙を得ば直に逃走せんとするは彼輩の常態なり然るに中には外役先或は押送せらるゝ途中に於て同囚の逃走する者あるも之

に傲ず戒護者の逃走囚を追跡して戒護の手薄否戒護者をかき時にも尙は逃走することなく依然と戒護を受け居るもの、如く謹慎従順ある者あり實に賞しても尙は餘りあるなり此等の者には別に賞與すべき明條之れなしと雖特別に食物を吟味し之を賞與することになすは現行監獄則の儘にても敢て妨げなかるへし斯くするときは逃走せざる者の規模も立ち自然逃走者の數を減する一手段ともなるへし此一法を設けられんことを其筋に向て切望す

●監獄に於ける紀律と健康の關係に就て
 昨年来或る二三の地方に於ては著るしく病因及死亡囚の割合を増加したりとの事なるか其原因果して何くにあるべきや、或人は之を以て遇囚の紀律を嚴正からしめたるの結果なるべしと謂へり、如何にも紀律の嚴正なるは囚人の苦痛を感じる所、從て苦痛の結果幾分か其健康に影響を及ぼすの事情も全く之れなきにはあらざるべしと思はるれどもさりとて又之れが爲め忽ち病因及死亡囚を非常に増加するに至るべまとは容易に信じ難きことなりと謂はざるを得ず況や斯る事は一時突如として起る所顯象のみにては到底確實なる斷案を下し得べきものに非ざるに於て

味もあたりどのことあるか故に其結果として近日各監獄に於て多少改正の實行を見るに至るへしと思はる

●警察監獄と朝野新聞

中立不偏、記事の正確なると報道の迅速なるとを以て名聲を博したる府下發行の朝野新聞に於ては將來一層注意して殊に警察監獄及教育に關する信用すべき材料をば最も精密且迅速に掲載すべしとのことかれは警察監獄に關係ある所の諸君は成るへく此の新聞を購讀せられたきものにぞある蓋し此新聞こそ諸君に取りては正實なる時事を知る上に於ても亦た其職務上参考の資料を得らるゝ上に於ても所謂一舉兩得の便あるべきを以てなり因みに此頃來同新聞に連日掲載しある所の徳川制度と題するの記事は幾多の幕政の大秘密を暴露したるものにして殊に刑制監獄警察等に關する記事の如きは當たに非常の面白味を感じるのみならず大に以て斯道研究の資料とあらずに足る職に斯道に奉する所の者須らく一讀する所なくんはあるへからず

●監獄教誨

は宗教に據て之を施し而して其宗教は各地方に於て

をや、兎に角今や各地方到る所着々紀律の面目を更新しつゝある時に際し斯々の現象あるは大に吾人の研究を要すべきことなりと云ふへし、願はくは其筋に於ても此點に關し十分精密なる調査を遂げられんことを希望す但し之を調査せらるゝの場合に於ては先づ各監獄の死亡及疾病數と其地方一般の健康統計との割合をば三五年の比較表に就て考察し且つ其作業の種類並に使役の方法等に如何なる異同を生じたるかを審明せらるゝこと必要なり又言ふ迄もあきことなれども斯ゝる重要な疑問は此際最も慎重なる調査を遂げたる上からでは容易に一已の斷案を下し輕々しく之を唱説するか如きことなからんことを當局者に向て併せて希望に堪へざるなり

●典獄會議の決議事項に就て

此程内務省に開かれたる典獄會議に於て決議したる事項及警保局長か同會に於て前後二回に演述せられたる獄制の方針は之を印刷して警保局より各廳府縣の典獄へ配布せられたりとのことなるか局長の演述中には決議事項は追て訓令又は通牒として發表せらるべき筈なれども其れ迄の間は宜しく此の決議の旨趣に基づきて着々實行するの方針を取るべしとの意

最も多く行はるゝ所の或る一派のものを專用すべしとの事は頃日内務省に開かれたる典獄會議に於ける多數の意見なりし由かれども是は極めて重要なる問題なるに由り尙は精密なる調査を要するとのことにて終に決議するには至らざりしと謂へり然るに或る府下の新聞紙に於て此事既に決議に至りしかの如くに傳へたるものあるを以て念の爲め此に之を一言す

●九州各縣典獄協議會

同會は豫定の通り本月二十日より大分縣に於て開催せらるゝ由にて内務省よりハ監獄課員眞木喬氏出張を命せられたり因みに同氏は大分縣の外尙は香川山口の二縣及便宜沿道府縣をも巡回せらるゝ筈なりと云ふ典獄協議會に於ける詳密の記事は次號の雜誌に於て報道すべし

●群馬縣監獄囚供養

群馬縣監獄署に於ては去る三月廿七日明治廿一年二月本監開設以來病歿せし幾多亡囚大供養を西の新大工場に於て舉行せられたり其概況を記せんに靈檀の裝飾錦繡綾羅最莊麗にして香花供物を陳列し午後零時二十分看守は一齊に全監の囚人を引連れ式場内に坐次を正して列せしむ次で監獄書記看守長監獄醫は

靈前の左右に參列す茲に於て福原典獄は教誨師の先導にて式場に臨み總囚に對し大供養執行の趣意を演達し兼て設の席に着と同時に劉亮として奏樂起る此時や總囚千餘人の音樂にや感しけん獻款して涙を浮へさるもの亦く滿場肅として恰も人なきか如く暫くありて典獄は靈前に進み出て祭文を朗讀し其半はに至るや總囚は襟を正し容を欽さめ覺えず赫衣の袖を沾し敢て仰き觀るものなきに至れり典獄坐に復し僧侶經を誦す囚徒の感情愈々深きか如し乃ち招聘の僧侶中小野島法愷氏吊詞を讀みあく此時總囚は更に一層の悲哀を催しぬ吊詞畢るやまた再び奏樂あり式了りて囚徒總代者の燒香を濟まし更に一場の教誨席を開く然るに平生の教誨と異なり斯の如き場合の事成は囚徒等の感情一層深く大に其良心を誘發し懺悔の狀を顯せるか如し儀式全く了りて典獄はしめ臨場の者皆去るも千餘人の囚人猶ほ悶として聲なく看守より起立還房を令するも坐して默然たる者さへありし還房の後靈前の供物を總囚に頒與せしに何れも悲喜交々暗涙に咽へり殊に女監に在りては其感覺の深きを見る時正に午後五時かりしと(典獄の祭文並に小野島氏の吊詞ありしも略す)

●遺失物處分期限の起算方
遺失物取扱規則第二條に遺失物を得れば五日内に其主に還し其主分明ならされぬ之を官に送るへし官之を榜示一年内其主なきとき得者に給すとある其一年の期限の起算方に疑を抱くものあり其疑とは此一年の期限は遺失物を拾得したる日より起算するか又は届出の日より起算するか是れなり成程一應其疑のなきにあらざるに此條文を法律的に解釋すれば拾得の日より一年と五日を以て滿一年とするもの似たり何と云へば五日間は物主に還付すへき猶豫期限内にして五日を過て初めて官に送付するものなればなり是れ條文を法律的に解したるものなり然れども官之を榜示し一年内其主なき時は云々とあるを以て官に於て一年の期限を起算するには無論届出の日よりせざるへからず官は得者に與へたる五日の猶豫期限は之を見るを要せず若し拾得より三日目に届出るも二日目に届出るも官は實際送付を受けたる日を以て處分の初起とすへきものたり各地方多數の警察官署に如何に之を處分せらるゝか知らされども若し誤て拾得の日より起算するものとせらるゝあらば請ふ速に之を改められんとす

●巡查の帶劔ハ人を斬る目的にあらざり
盜賊たるを殺傷人犯ある兇徒あると國事犯たるを問はず之を逮捕し之を鎖撫するに際し鞭もすれば拔刀して之を斬るは巡查の實際に免れざる通弊ありとす新聞紙屢々巡查の人を斬るを報道す誠に慨嘆に堪へざるあり巡查帶劔心得あるもわは去る十七年内務省より示されたり載せて官報にあり其第一條に如何なる事を記載されたるや

●衛生警察の注意
春花既に散して深緑鬱蔚たり雨又時に降り時に晴れ晴雨序を失ふ此際に於ては流行病の發生極めて多し既に兵庫縣に於ては虎列刺病豫防の爲めに一の訓令を發せられたる程なれば各地方に於て至當の注意を怠るへからず

第一條 帶劔は左の場合の外拔劔するを得ず
一 兇器を持し人の身体財産に對し暴行を爲し拔劔するに非されば保護するに衛なきとき
一 暴行人兇器を持し拔劔するに非されば防禦するに衛なきとき
一 犯罪人逮捕のとき又は逃囚追捕に際し兇器を持して抗拒し拔劔するに非されば防禦するに衛なきとき
とあり又達文の但書に第一條の場合に非らずして傷害するに於ては假令過誤に出るも都て法衛の處分に付すへしと命令したり斯く嚴重なる令達あるにも關はらず巡查にして往々人を斬るものあるを見る畢竟此心得あるを忘れたるあり巡查も人なり人として感

●警部長會議の終了警部長の歸任
警部長諮詢會は客月廿九日より内務省の會議場に於て開かれ本月二日一と先づ終了し尙ほ三日より五日まで協議會を開き此間種々の打合せあり又別に警保局長より協議を遂げられたるとあり總て此回の會同は行政警察上警察の配置に關するると他に二三の取締上注意を要する件にして普通警察に屬するものを諮詢せられたる次第にして世上に於て噂するか如き

國事に關するもの即ち高等警察に關しては別段諮詢なしといへり現に主務局の秘密を取扱ふ吏員に就て聞くに此度の諮問會に毫も關係せず總て普通事務を取扱ふ課に於て之れか取扱を爲せりといへり是れにても以て普通警察なるを見らるへし議事全く終り協議會稍前あらんとするに滯京の久しきを要せず速に歸任すべきとなり遽かに出立するにたりし七日の日にして其日の夜又は翌八日に大半出發せられたりかゝりしかば今ハ二三の人を除く外は更に滯京せられす追々歸任の人々は諮問の事項及協議會の結果に屬する事物を取調らべらるゝとならん

●警察の威信

警察の威信を保つには其容姿を壯嚴にし其言語を傲岸にし其舉動を粗笨ならしめ以て人民をして畏服せしめ警察官吏の命令に對して敢て容喙を許さず何事に限らず唯命是れ從かはしむる此に於て威信行はれ警察の体面得て保つへしとは十年前の警察に對する評言あり今日の民智大に進み警察ある道理も稍通曉し行政警察あるものは決して人民を威嚇するものにあらず又警察官吏あるものは温和誘導の地位に立つものありとの觀念を生せしを以て舊來の心情を以て

○本縣本年三月中各監獄囚人賞表付與證書せし人員表左の如し
附與人員表
明治廿五年三月中縣下各監獄囚人賞表

種別	種別				合計	署名
	重罪	四輕罪	四輕罪	四輕罪		
下付及覆尋	男女計	男女計	男女計	男女計	四	署
賞表付與せし者	-	-	-	-	五	監獄署
賞表付與せし者	-	-	-	-	-	監獄署
賞表覆尋せし者	-	-	-	-	-	監獄署
						監獄署

○本月六日左の兩名行狀方正勤務勉勵事務熟達の廉を以て精勤証書を授與せり
洲本監獄署
兵庫縣看守 井上金次郎

○本月廿一日より本縣監獄支署長并に調度主任を召集し獄務上協議を爲し本月廿七日を以て閉會せり
兵庫縣看守 齋藤元

(以上三項)兵庫縣監獄庶務課報告員 清水雅吉
○本月十日看守教習所第三回入所受業生人名左の如し
大山信、山口徳松、鈴木仙太郎、新田甚助、安部庄太郎、前田武郎、鎌田清五郎、鈴木省吾、伊東安吉、梅田佛吉

○本月四日以下兩名に假出獄執行せり、放火罪重禁錮五年、篠原らく(二十年九月)故殺同二年石原はま(十七年十一月)
三重縣監獄署
靜岡縣監獄署

人民に對するは大に不可なり其言語は穩和に其舉動は溫雅にしても嚴めしき衣服帶劔は以て威嚴を保つに足る嚴格ある命令を與へずとも條理明瞭義貫徹するときは自然心服するは亦喋々を要せず宜しく十分に注意して内心自然に服従する威嚴と喜て之に従事する信用とを博せらるへきを望む古より外部の刺撃に因て待たる威信は離れ易く内心より發する信用は年を逐ふて愈深し警察官吏たるもの心腹を披て誠心を人民の腹中に納るへし

●各署本會へ報告摘要

○本月十二日本縣非職看守長兼監獄書記村瀨慎吾は復職看守長兼監獄書記美濃部撰は非職を命せらる

大坂府監獄署庶務課員 柚木角衛
○本縣看守教習所に於ては第四回看守教習科程を了へ看守森貞三、河谷孫太郎、田邊辰太、兒玉熊造、桑田仲三郎、竹内茂喜男、戸川久次郎の七名へ卒業証書を授與せり
岡山縣監獄署庶務課

○本縣看守教習所第一回受業生修業に付四月一二兩日卒業試験に執行せしに及第九名落第一名に及第十名中優等點を得たる者二名あり以上其人名を掲げ看守伊藤良次郎、加藤友次郎以上優等(土井儀三郎、飯澤清徹、波田憲治、有木仙太郎、福村徳之助、吉田久米吉、日置生太)
廣嶋縣監獄署

○本縣看守教習所に於て第二回看守教習課程を了へ看守加藤覺一、原友次郎、小谷武三郎、梶谷竹次郎の四名へ卒業証書を授與せり
鶴根縣監獄署庶務課

○兵庫縣播磨國神西郡其地村の内近平村平民謀殺の科 重懲役九年 大谷傳藏
○同縣 同國 多可郡黒田村の内大伏村平民官印偽造の科 重懲役九年 上富藏
○同縣 兵庫市榮町通二丁目平民毆打故死の科 輕重役六年 木村福藏

○京都府山城國磯喜郡普賢寺村大字天王平民右の者神戸重罪裁判所に於て頭書の處斷を受け姫路監獄支署に於て服役中の處受刑以來能く獄則を遵守し改悛の狀顯著且本刑々期も四分の三を経過したるを以て其筋の允許を受け本月廿四日假出獄を差許されたり
兵庫縣監獄署

○京都府山城國磯喜郡普賢寺村大字天王平民重禁錮三年 中嶋増一郎
○本縣監獄署に於ては本月四日より監獄署記看守長及各監獄支署長を召集し獄務改良上緊要の事項を議し同八日閉會せり
○本縣監獄署に於て第一期看守教習課程を了へ本年四月十三日看守青柳竹之助、下川己之松、河田

正長、稻原市太郎、荒井良助、加藤正勝の六名へ卒業證書を授與せり

○本年二月本縣看守教習所に入所したる第三期教習生は四月廿二日を以て卒業證書を授與す尙一名學術優等の證書を授與せり乃ち優等鈴木省吾卒業新田甚助、鈴木仙太郎、大山信、伊東安吉、山口徳松、鎌田清五郎、前田武郎、安部庄太郎、梅田佛吉の十名あり

○三重縣監獄署庶務課
本縣に於ては本月廿七日第三回看守受業生へ卒業證書を授與せり試験成績卒業業人名は優等卒業者看守田島守節、森朝太郎、永吉透、池田直太郎、福田壽一郎以上五名卒業者大塚朝次郎、川口新太郎、吉野禮太郎、嬉野彦太郎、藤井菊太郎、古賀鏡雄、仁田均、波多包太郎、堤三郎、藤田三郎、花井真夫、後藤賢一、篠崎駒吉、近藤利治、鎌田十八、明吉本省、岩原左右太、池田元孝、加藤光尙、西繁太郎、小松繁、兒嶋鉄之助、實村壽木の廿三名合せて廿八名あり

○三池集治警守課
明治廿五年四月三十日看守井上朝二、金林勝三郎、井上忠良、岡部正篤、木岐三千次郎、山口道太郎の六名は看守精勤證書を附與す

○大分縣監獄署庶務課
本縣笹山監獄支署へ教誨堂建築工事中の處落成したるに付本月一日仮入佛式を舉行したり該建築は寄付工事に於て専ら發起人中嶋頑雄外壹人の出願許可を得盡力したるものあり

○兵庫縣監獄署
本縣下本年四月中各監獄囚人賞票與付及視奪人

員左の通り
明治廿五年四月中縣下各監獄囚人賞票付與人員表

種別	重罪		輕罪		合計	署名
	男	女	男	女		
賞票付與者	三	一	四	三	七	監獄署
賞票付與者	一	一	二	三	三	全署
賞票付與者	五	一	六	二	九	姫路監獄支署
賞票付與者	二	一	三	一	四	全署
賞票付與者	一	一	二	一	三	洲本監獄支署
賞票付與者	一	一	二	一	三	篠山監獄支署



●目録 (二丁)
●賞票の分離と就て一言す (三丁)

●關譯 (五十一丁)
●樹邊諸縣那監獄官吏の推給